平成 28 年度 尾瀬国立公園協議会

尾瀬国立公園

標識ガイドライン(案)



平成29年3月

環境省関東地方環境事務所

目 次

١.	本ガイ	トラインについて
1]と位置づけ1
	1. 1. 1	ガイドラインの目的1
		ガイドラインの位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・2
1	.2 適用	範囲
	1. 2. 1	標識類の機能と役割分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	1. 2. 2	適用範囲とする標識類4
	1. 2. 3	適用範囲としない標識類6
	1. 2. 4	外部媒体との連携に関する留意点6
		針7
2		d基準 ······7
		利用特性の反映 ・・・・・・・・・・7
		配置方針8
2	2 表示	項目10
	2. 2. 1	地名・マナーの統一10
		外国人利用者への対応10
		統一基準10
2		、・デザイン・設置場所 14
		環境に合致した素材、形状等の工夫と選定 ・・・・・・・・・・・14
		2.3.2 設置上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2	3.4 構造	E、材料、書体等 ··········15
		類別の指針
3		₁標識 ······ 18
		入口標識
		、口(記名)標識
		一般標識
		デザイン標識18
		、口(情報)標識 ····································
		公園名碑標識 ····································
		資源名標識 ····································
3		7標識20
		誘導標識
		案内図標識20
		総合案内標識 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3. 2. 4	解説標識

	3. 2. 5	注意標識21
	3. 2. 6	掲示板21
	3. 2. 7	境界標識22
	3.3 プレ	/一ト型標識22
	3. 3. 1	設置の背景と設置条件22
	3. 3. 2	標準デザイン及び設置方法23
4	. 維持管	理に関する指針24
		置者の責務24
	4.2 撤去	芸・更新・新設の時期と方法24
	4.3 関係	系者の相互協力体制24
資	【料編 ··	······································
	資料1.	協議組織及び協議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※
		現地調査結果び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※
		統一地名・マナー表記一覧※
		自然公園等施設技術指針〔第3部施設別技術指針第7章公共標識(サイン類)(抜
		中) ····································
		(特)

1. 本ガイドラインについて

1.1 目的と位置づけ

1.1.1 ガイドラインの目的

尾瀬国立公園は、首都圏に比較的近いことから年間 30 万人以上が訪れ、木道や登山 道が整備されるなど、快適な尾瀬の旅を楽しむことができる。

その一方で、公園内における案内標識や自然解説標識類の不足、近年の外国人利用者の増加にともなう、外国語表示による情報提供の不足に加え、表示項目や表示内容の不統一が指摘されている。

環境省では、自然公園内の標識類の整備について、自然公園等施設技術指針(平成25年7月制定、平成27年8月改定)(以下、「技術指針」という。)の中で、具体的な整備方針や標準例を提示しているほか、一部の標識については、尾瀬国立公園管理計画書(平成25年8月)(以下、「管理計画書」という。)において、標準例を示している。しかし、前者は全国の自然公園等を対象とした、標準的な整備の指針であるほか、後者についても、公園管理上必要な最低限度の事項(形状や寸法)を例示するにとどまっている。

本ガイドラインはこうした現状を踏まえ、技術指針等の基本的な考え方に準拠しつつ、尾瀬の特性や "尾瀬らしさ"を加味することにより、初めて訪れる人や外国人でも安全・快適に尾瀬を楽しむことができるとともに、尾瀬らしい良好な景観を維持・形成することを目的として作成したものである。

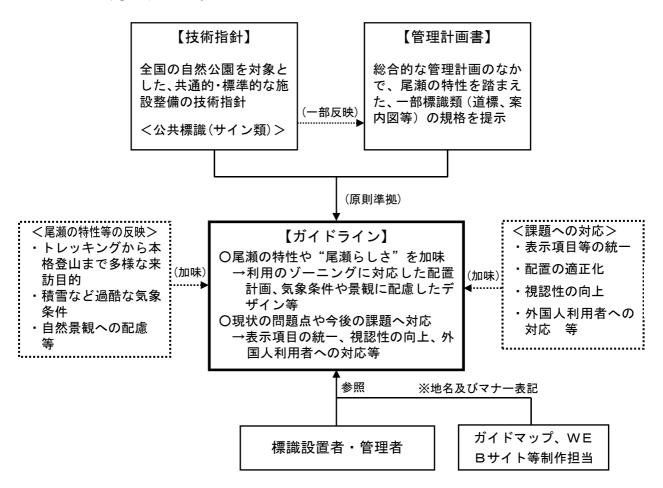
なお、本ガイドラインは、記載した標準例等への完全な準拠や、既設標識類の速やかな撤去・更新などを強制するものではない。

1.1.2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、次ページに示す技術指針及び管理計画書を上位計画とし、これらに記された標識類(注)の設置や表示方法等に関する方針は原則として準拠している。そのうえで、尾瀬国立公園に設置されている標識類の現行の課題に対応するとともに、尾瀬特有の条件や"尾瀬らしさ"を加味し、尾瀬国立公園内の標識類を整備する際に統一化や標準化が望ましい事項及び、整備における留意事項をまとめている。また、標識類以外でも統一化が望ましい地名及びマナー表記については、ガイドマップやWEBサイト等の情報発信メディアにおいても、本ガイドラインを参照することを推奨するものである。

なお、尾瀬国立公園に設置されている標識類に関する主な課題とは、尾瀬サミットなどの関係者からの発言や、本ガイドライン作成にあたり事前に尾瀬国立公園の主要な路線の標識類を調査した結果などから、「形状、表示項目、表記方法等の不統一」「配置の不適正」「一部の看板の視認性の向上」及び「外国人利用者への案内不足」の4項目が主な課題としてあげられている。

注)技術指針における「公共標識(サイン類)」に相当するものを、本ガイドラインでは「標識類」と総称する。



図表 1.1 本ガイドラインの位置づけ

原則として準拠する技術指針及び管理計画書と、本ガイドラインでの解説内容との関係は次のとおりである。

■自然公園等施設技術指針〔第3部施設別技術指針第7章公共標識(サイン類)〕 (平成25年7月制定 平成27年8月改定 環境省 自然環境局自然環境整備担 当参事官室)

【準拠し、かつ、本ガイドラインで解説する事項】

- ・標識類の基本方針
- ・標識類のタイプ分類
- ・標識類のタイプ別配置方針
- ・標識類のタイプ別の表記項目・内容
- ・本体及び表示面の標準的な形状、寸法、材質、色彩

【本ガイドラインでは特に解説せず、技術指針に基づいた取扱いを求める事項】

- ・標識類の整備手順
- ・標識類の基本的な配慮事項及び固有型の設計手順
- ・文字のフォント、サイズ
- ・外国語の標準的な表記方法(地名、マナー表記のみ、本ガイドラインで統一基準を示している。2.2.2 参照)
- ・標準的なピクトグラム(マナー表記に係るもののみ、本ガイドラインで統一基準を示している。

■尾瀬国立公園管理計画書(平成25年8月 環境省 関東地方環境事務所)

【準拠し、かつ、本ガイドラインで解説する事項】

- ・分岐点道標等、誘導標識に係る規格
- ・案内板(案内図標識)に係る規格
- ・自然解説板 (解説標識) に係る規格

【標識類の配置方針において参考とする事項】

・利用のゾーニング(2.1.2 参照)

1.2 適用範囲

1.2.1 標識類の機能と役割分担

標識類は単独で機能するものもあるが、地図、ガイドマップ、パンフレット及びWEBサイトなどの外部媒体と連携することで、利用者に適正な場所で、適正な情報を提供することが求められる。

こうした点を踏まえ、本ガイドラインでは、標識類の機能と外部媒体との役割分担について、図表 1.2 のように整理した。

外部媒体の特性と役割分担 標識類の主な機能 地図、パンフレット等 PC、タブレット、スマ (尾瀬国立公園内) 木等 (電子媒体) (注) (紙媒体) ・空間的、総合的な認知が可 周知 ・紙媒体よりも、多様で ・現在地や範囲の確認・識別 ・認識の高揚 詳しい情報提供が可 ・通信環境に左右されない 誘導 ・目的地物への誘導 ・紙媒体よりも、更新が 情報提供が可能? 容易であり最新情報 情報提供 ・ 地図等の情報の提供 ・多様で詳しい情報提供が の提供が可能 • 資源解説 可能 ・個人のニーズに合わせ ・行事や工事予定等の提供 情報更新が容易 情報の事前入手 た個別的な情報提供 注意喚起 ・禁止事項、マナー等の告知 情報の事前入手 記載項目、用語等の統一を図り、両者の特性を活かしながら補完・連携する

図表 1.2 標識類の主な機能と役割分担の考え方

1.2.2 適用範囲とする標識類

本ガイドラインは、尾瀬国立公園内において、情報提供、経路誘導、マナー啓発、禁止 事項の周知等を目的として、木道や登山道周辺、園地内、入山口等に常設、もしくは相当 期間設置される標識類に対して適用する。

なお、該当する標識類の種類は、技術指針に規定された 7 タイプ 11 種類のうち、国立 公園での設置が想定されていない長距離自然歩道に係る「里程標・路傍サイン」を除く、 6 タイプ 10 種類に該当するものとする(図表 1.3 参照)。

上記に該当する標識類であれば、原則として設置者・管理者に関わらず適用する。

注)リアルタイムでの情報取得は、現在尾瀬エリア内のほとんどが携帯電波不感地帯であるほか、バッテリー消費の問題などから一定の制限がある。

図表 1.2 適用対象とする標識のタイプ

		種	別	主な機能	主な設置場所
記名	入口標識	合 記 標識 入口	一般標識 (道路標識型) デザイン 標識 1 (情報) 標識	・公園区域の明示、公園の周知・同上・同上	・公園区域の境界付近の自動車道路に沿った地点など ・一般的な景観から核心地景観に転換する地点(バッファーとコアの転換点)など ・その公園を代表する風景地の入口など
名標識	公園		卑標識	・自然公園であることの 認識の高揚・自然公園のシンボル、 ランドマーク	・主要な利用拠点や景観的に優れた地点など
	資源名標識 誘導標識		•	・施設、景観資源、地名 の認知(確認や識別) ・目的事物への誘導	・景観資源を望見する地点、記念撮影の 点景となりうる地点など ・歩行を開始する地点(鉄道やバスの駅 前、駐車場)など(ただし、案内図標 識または総合案内標識が設置される場 合はその標識に組み込む) ・歩道の分岐点、長い一本道の中間地点 など ・歩道沿いで風景が劇的に変化する地点 など
	案内図標識		票識	・オリエンテーション (全体像の把握及び自己の存在位置の確認)	・歩行を開始する地点(駅前、駐車場) など ・選択できる複数の路線がある(網の目 状)遊歩道の中間点や分岐点など
案内	総合案内標識		內標識	・各種利用情報の提供	・情報量の多い遊歩道の入口地点、中間地点など(案内図標識とは並立させない)(周囲に他の標識を乱立させないようにそれら標識の機能を統合する) ・集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など
標識	解説標識		識	・自然教育 ・自然解説や自然情報の 提供	・興味深い風致景観、自然現象及び動植物が展望できる地点など・自然教育の題材となる風致景観、自然現象及び動植物がある地点など
	注意標識		識	・事故防止 ・自然環境の保護 ・公序良俗の維持 ・利用規制の認知	・歩行を開始する地点など(ただし,案内 図標識または総合案内標識が設置され る場合はその標識に組み込む) ・立入りを規制する自然環境がある地点 ・利用上危険となる可能性がある地点 ・利用規制の認知のために必要な地点
	掲示板			・行事予定等の広報、ポ スター掲示	・集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、 駐車場など ・自然学習歩道の入口及び展望休憩地 点、情報量の多い遊歩道の入口など(た だし、その他の標識を一括して取り込 む)
	境界標識		識	・公園区域や管理地の明 示	・公園区域や管理地の明示のために必要な地点

出典:自然公園等施設技術指針[第3部施設別技術指針第7章公共標識(サイン類)]

(平成25年7月制定 平成27年8月改定 環境省)

1.2.3 適用範囲としない標識類

次に示すような標識・看板・掲示類は適用対象外とする。

- ア)山小屋や休憩施設等が、利用客向けに自らの敷地内に設置するもの
- () もっぱら管理目的に供されるもの (構造物の管理銘板、植生復元事業の表示板等)
- り)工事に伴う迂回路案内や緊急告知等、応急的、緊急的、仮設的な掲示

ただし、上記に該当するものであっても、地名やマナー表記については、極力本ガイドラインに沿った記載となるよう協力を求める。

1.2.4 外部媒体との連携に関する留意点

地名及びマナー表記については、尾瀬利用者が目にする機会が多い地図、ガイドマップ、パンフレット及びWEBサイト等のメディアにおいても、本ガイドラインに沿った記載となるよう積極的な活用を求める。

2. 基本方針

2.1 配置基準

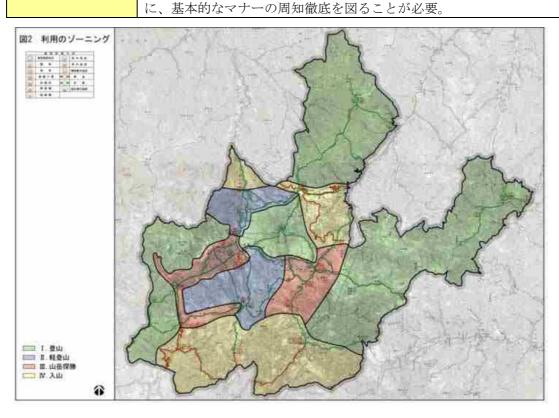
2.1.1 利用特性の反映

技術指針においては、「公共標識は、利用の形態、利用者の行動等を考慮した上で、 公共標識のタイプ別に設置場所を計画する。」とされている。

尾瀬国立公園では、主として地形や来訪者の属性に応じた、4種類の『利用のゾーニング』(図表 2.1) が管理計画書において定められていることから、標識類の配置の検討に際しては、これらの利用特性を十分踏まえることとする。

区分 踏まえるべき特性 I登山エリア 至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳等の本格的な登山を楽しむエリア。 登山にふさわしい位置表示や、登山道の的確な誘導が求められる。 三条の滝や富士見峠周辺の、軽いトレッキングなどを楽しむエリア。 Ⅱ軽登山エリア 尾瀬初心者なども気軽に訪れることができるため、的確な誘導はもと より、尾瀬の知識やマナーの周知などにも注力が必要。 Ⅲ山岳探勝エリア 尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺で、木道を散策しながら景観を楽しむエリア。 様々な目的、経験、年代層の利用者が混在することから、目的地物へ のきめ細かな誘導に加え、尾瀬の知識やマナーの周知に注力が必要。 IV入山エリア 鳩待峠、大清水、御池などの入山口が含まれるエリア。 尾瀬へのゲートウェイとして、尾瀬の全般的な情報提供を行うととも

図表 2.1 『利用のゾーニング』と踏まえるべき特性



出典:尾瀬国立公園管理計画書

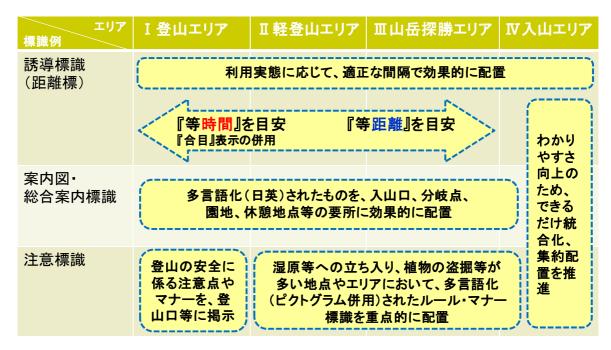
2.1.2 配置方針

『利用のゾーニング』を踏まえた配置の基本方針は、概ね次のとおりである(図表 2.2 参照)。

尾瀬国立公園では入山口がある程度限られ、回遊ルートや休憩地点も一定のパターンが確立されていることから、入山エリア(入山口)の利用者動線に沿った地点に案内図や総合案内標識を配置し、尾瀬に関する基本的な知識、各種情報、マナー等の利用者が心得ておくべき事項が入山時点で周知徹底されるよう留意する。

尾瀬を安全、快適に楽しむ上で重要な誘導標識は、分岐点に必ず配置するとともに、 中間点においても、利用実態に応じて、適正な間隔で効果的に配置する。

注意やマナーを呼び掛ける標識は、前述のように、入山口においてすべての利用者の 目に触れる場所に掲示するとともに、各エリアにおいては、それぞれの資源や利用特性 に合わせたものを掲示し、重ねて周知が図られるようにする。

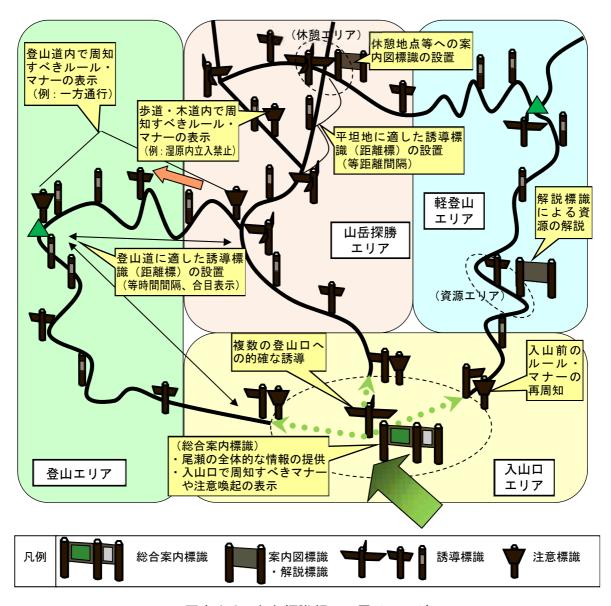


注)本図は主要な標識の配置方針のみ例示している。その他の標識も含めた具体的な配置方針は、 「3. 標識種類別の指針」を参照のこと。

図表 2.2 『利用のゾーニング』に基づく主要な標識類の配置方針

『利用のゾーニング』を踏まえた、主な標識類の配置方針を模式的に示すと、次ページの図表 2.3 のとおりである。

また、エリアと配置すべき標識種類との対応関係は図表 2.4 に示すとおりである。



図表 2.3 主な標識類の配置イメージ

図表 2.4 エリアと配置すべき標識種類の対応

[凡例] ②:機能的な重複に注意したうえで必ず設置 O必要な場所に効果的に設置

標識	,		エリア	I 登山	Ⅱ軽登山	Ⅲ山岳探勝	Ⅳ入山
	入口	入口(記	一般標識	〇(登山口)	〇(登山口)	1	0
記	標識	名)標識	デザイン標識	〇(登山口)	〇(登山口)	〇(園地)	0
記名標識		入口(帽	青報)標識	〇(登山口)	〇(登山口)	〇(園地)	0
識	公園名	碑標識		0	0	0	0
	資源名標識			0	0	0	0
	誘導標識			0	0	0	0
	案内図標識			0	0	0	0
案	総合案内標識		0	0	0	0	
案内標識	解説標識			0	0	0	0
識	注意標	ミ戠		0	0	0	0
	掲示板	ί		0	0	0	0
	境界標	謡哉		0	0	0	0

2.2 表示項目

2.2.1 地名・マナーの統一

地名及びマナー表記について、既存標識及び環境省指定のパンフレットを踏まえ、日本語の用語や言い回し、併記する外国語及びピクトグラム(絵文字)等について、以下のように統一する。

ただし、地名については、地元において複数の読み方がなされているものもあるため、 そのようなケースは両者を併記するなどの対応を行う。

ガイドラインで統一を図る用語の一覧を資料編に示す。

2.2.2 外国人利用者への対応

今後における外国人利用者の増加に対応するため、地名、資源名、資源等の解説、マナー等については外国語を併記するとともに、必要に応じてピクトグラムを活用するなど、直観的に理解しやすい表示方法を推進する。

併記する外国語は英語(ローマ字)を基本とし、マナーなど、特に周知が必要と判断される場合は、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語等の必要な言語を選び併記すること。

原則として、地名、資源名等の固有名詞はすべて英語(ローマ字)を併記することと し、解説やマナーなどの文章については、必要に応じて簡略化したものを併記すること が望ましい。

なお、地名及びマナーについては、外国語表記も含めて統一基準に従うこと。

2.2.3 統一基準

(1) 地名の用語及び英語訳

- ア 日本語表記に漢字・ひらがな・カタカナが混在している地名(地名混在)は、図表 2.5 に従い統一する。
- イ 日本語表記に異なった漢字が使われている地名(漢字相違)は、日本語一覧表から用語を統一する。
- ウ 同一漢字で異なる読み方がされている地名(読み方相違)は、正式名称を設定し、 地域により読み方が違う場合は、その旨を記載する。
- エ 地名には原則として英語 (ローマ字) を併記することとし、表記方法は技術指針に基づき、図表 2.5 に示すとおり統一する。

図表 2.5 地名表記の統一基準(案)

課題の分類	既存標識	環境省パンフレット	統一(案)
	・会津駒ヶ岳	・会津駒ヶ岳	・会津駒ヶ岳
	・会津駒	Mt.Aizu-Komagatake	Mt.Aizu-Komagatake
	・駒ヶ岳	Aizukomagatake	
	・燧ヶ岳	・燧ヶ岳	・燧ヶ岳
	· 燧	Mt.Hiuchigata	Mt.Hiuchigata
 7) 地名標記	・ひうちヶ岳	Hiuchigata	
//地位标记 	・兎田代	・うさぎ田代	・うさぎ田代
	・ウサギ田代	UsagiTashiro	UsagiTashiro
	・三条ノ滝	・三条ノ滝	・三条ノ滝
	・三条の滝	Sanjo Falls	Sanjo Falls
		Sanjo-no Taki Falls	
		Sanjonotaki Falls	
(1) 漢字相違	・小渕沢田代	・小淵沢田代	・小渕沢田代、小淵沢田代
1/决于怕廷		KobuchizawaTashiro	KobuchizawaTashiro
) う)読み方相違	・沼尻	・沼尻	・沼尻
が一部手		Numajiri, Nushiri	Numajiri, Nushiri
工) 英語表記	・至仏山	・至仏山	・至仏山
1) 央祜衣記	Shibutsusan	Mt.Shibutsu	Mt.Shibutsu

(2) マナーの表現方法

ア 分類別統一基準

マナーについては原則として、日本語及び英語での表記に加え、直観的な理解を 助けるため、ピクトグラム(出展基を記載)を併記するものとする。

環境的変化のあるエリア特性を踏まえるとともに、名称類別に統一されたピクトグラムを図表 2.6 のとおり設定する。

図表 2.6 マナーに関する表現及びピクトグラムの統一基準(案)

分類	日本語	英語	ピクトグラム				
Ϊŧ	・ゴミは持ち帰りましょう・尾瀬にはゴミ箱はありません・ゴミのポイ捨て、放置が規制されています	Take your garbage home with you.There are no disposal points in Oze.					
植物	・花や植物を採らないでください・移入植物の進入を防ぎましょう・落ち葉や枯れ枝などを採取することも禁止されています	 Do not remove animals and plants. Prevent intrusion by ailien species. Please do not use fallen branches as walking sticks or collect fallen leaves. 					
動物	・動植物の採取はやめましょう・ペットは持ち込まない・野生動物に餌をやらないでください・クマに自分の存在を知らせましょう	Do not remove animals.Do not bring pets.Do not feed or approach wild animals.Use bear bells when walking to alert the bears to your presence.					
一般	・歩行中禁煙 ・たき火は指定の場所で行いましょう ・後に使う人のために清潔な利用を心 掛けましょう	 No smoking while walking. Bonfires/recreational fires are only permitted in designated areas. Use public bathrooms appropriately. 					
登山 (※注)	・湿原には立ち入らない・木道や登山道から外れて湿原や登山 道脇の植生に立ち入らないようにし ましょう・キャンプ場は指定されています・携帯トイレを携行しましょう	_					
汚染	・お金は投げ入れない・山小屋の宿泊者には石けんやシャンプーの使用自粛の呼びかけを行い、水の汚れを抑えるための工夫もされています。	 Do not throw coins. asking people lodging in mountain facilities to show restraint with the use of soap and shampoo. 					
設置 環境別	・木道周辺、キャンプ場付近等の環境的変化のあるエリア別の統一表記を作成する等						
その他	・名称類別に統一されたピクトグラムを利用する等						

注)ストックキャップについて、同一歩道内(猿倉台倉高山線)において「ストックキャップ装着」や「キャップ無しのストック使用を控える」といった、言い回しが異なる事例がみられたので統一化を図る。

イ 注意喚起

注意喚起についても原則として、日本語及び英語での表記に加え、直観的な理解を 助けるため、ピクトグラムを併記するものとする。

注意喚起の統一基準とピクトグラムを図表 2.7 のとおり設定する。

図表 2.7 注意喚起に関する表現及びピクトグラムの統一基準 (案)

分類	日本語	英語	ピクトグラム
注意	この先は急なので注意してください急な雨天に備えた服装準備をしてください	• Steep terrain! Watch your step	<u>▲</u>

ウ マナーと注意喚起表記の運用

先に設定したマナーと注意喚起の統一基準を運用する際には、設置環境を踏まえる ものとする。具体的には、入山口と登山道内で示すべき内容は異なってくることから、 下に示す、それぞれに該当する表記案を参考に決定すること。

<入山口>

- ・ゴミのポイ捨て、放置が規制されています
- ・花や植物を採らないでください
- ・動植物の採取はやめましょう
- ・野生動物には餌をやらないでください
- 歩行中禁煙
- ・たき火は指定の場所で行いましょう

<登山道内>

- ゴミを捨てないで下さい
- ・動植物は採取しない
- ・湿原には立ち入らない
- ・木道や登山道から外れない
- キャンプ場は指定されています
- お金は投げ入れない
- ・山小屋の宿泊者には石けんやシャンプーの使用自粛の呼びかけを行い、水の汚れを 抑えるための工夫もされています

2.3 形状・デザイン・設置場所

2.3.1 環境に合致した素材、形状等の工夫と選定

標識類を設置する場所は、湿原から高山まで様々な環境が想定され、資機材の搬入や 設置が容易でないケースがあるほか、設置場所や構造(腕木型等)によっては、雪圧に よる変形・損壊等の影響を受けやすいため、その影響に十分考慮する必要がある。

また、大きな標識や複数の標識が林立すると、景観を阻害することが考えられる。

こうしたケースにおいては、必要な表示項目や内容は網羅したうえで、標準例に示す 形状や素材等にこだわらず、耐久性、対候性に優れ、景観を損なわないデザインについ て検討する必要がある。

2.3.2 設置上の留意点

(1) 視認性の確保

標識類は、利用者の目の届きやすい場所を選んで設置する必要がある。

入山口では、必要な情報がすべての入山者に伝わることが望ましいため、総合案内標識やマナーに関する標識等は、極力主要な動線上に配置することが望ましい。

木道では、利用者の視線は木道を中心とした下向きの狭い範囲に集中するため、木 道から離れた標識や高所に設置された標識などは見過ごされる場合がある。このため、 なるべく利用者の視界に入るような位置に設置するよう配慮するとともに、必要に応 じて木道に設置する「プレート型」の併用も検討することが望ましい。

なお、樹木や下草によって標識が隠れる場合は、必ず環境省と相談のうえ、剪定等の処置を行う必要がある。

(2) 景観への配慮

設置に際しては、視認性を確保しつつも景観を阻害することのないよう、設置場所 の選定に配慮する必要がある。

特に、案内図標識や総合案内標識などの大きなものについては十分注意を払うとと もに、必要に応じ、視認性を損なわない範囲でサイズを縮小する等、実態に即した対 応も必要である。

(3) 損壊及び自然環境への配慮

標識類の設置場所や形状によっては、雪圧の影響を大きく受け、標識類が損壊しやすくなるばかりではなく、打ち込まれた杭等により土壌の流出等を招き、周辺の自然環境に影響を与える恐れがある。

標識の設置場所及び形状の選定については、その場所の気象条件や土壌環境について 事前に調査し、標識の損壊の可能性及び自然環境への影響を極力抑えるよう配慮するこ と。

2.4 構造、材料、書体等

次の各項目について、「3. 標識種類別の指針」に示されていないものについては、以下にその要点のみを記載することとし、詳細は、原則として技術指針の「II-2-3 公共標識の構造・材料」に準拠すること。

(見出し番号及びページ番号は平成27年8月改定版に準拠)

2.4.1 標識本体及び表示面の構造、材料及び色彩

(技術指針: Ⅱ-2-3 公共標識の構造・材料, 公共標識 22~26 ページ)

公共標識の構造及び材料は、自然景観との調和、耐久性、耐候性、加工性等を考慮して決める。

区分			内容の要旨
構造	構造体	規模	設置位置の景観スケールや視線方向等を考慮して、過大な規模と
(注)	(本体)		ならないようにする (標識別、主な対象者別一覧表の掲載あり)。
		形態	自然景観と調和する単純かつ相互に統一感のある形態とする。必
			要に応じて地域固有の形態の採用を検討する。
		柱	風、積雪などに対して耐久性を高める必要がある場合には、自然
			条件を踏まえた構造計算等により適切なサイズとする。木材は長
			寿命化に配慮する。
		基礎	未舗装地では木材、舗装地ではコンクリートを標準とし、現地諸
			条件(雨・雪・土質)に応じて検討する。
		色彩	こげ茶色を基調として統一し、派手な色彩や複雑な配色は使用し
			ない。
	表示板	高さ及	土の跳ね上がりがない地上 50cm 以上に、必要な情報を妥当な大
		び横幅	きさで表示できるような高さおよび横幅とする。
		色彩	文字が主体である表示板の色彩は、こげ茶色の下地に白色文字ま
			たは淡黄色文字を基調とする。案内図の下地は薄茶色または灰色
			とし、白色は避ける。
材料	構造体(本体)	主材料は木材、鋼材および石材とし、設置位置の環境条件や地域
			の実情に応じて適切な材料を選択する。木材は長寿命化に配慮す
			る
			(主材料別利欠点、特性一覧表の掲載あり)。
	表示板		主材料は、木材、石材、アルミニウム類、合成樹脂類とする。億
			剤は長寿命化に配慮する。
印刷方	法		可読性、耐久性、表示板の素材との相性、経済性を考慮して、適
			切な印刷方法を、公共標識の設置位置の自然条件や地域の状況に
			応じて選択する (表示方法別手順、特性一覧表の掲載あり)。

注)入口標識は、その多くが道路敷あるいは道路に面した位置に設置されることとなるため、その規模構造、文字サイズ等の仕様については、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」(昭和53年12月17日総理府建設省令第3号)に基づく、道路法第四十五条第二項及び道路交通法第九条第三項による「道路標識設置基準」に準拠する。

2.4.2 標識表示の基本事項

(技術指針: Ⅱ-2-3 公共標識の構造・材料,公共標識 27~57ページ)

公共標識の表示事項(地名、凡例や説明等)は、誰もがわかりやすいものとする。 使用する言語は、日本語と英語を表記することを基本とする。各自然公園等の外 国人の利用特性に応じてその他の言語(中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国 語、その他言語)を加えることとする。

Z	分	内容の要旨
基本事項	外国人利用	日本語と英語の表記を基本に、必要に応じてその他の言語を表
	への対応	記する。その他の言語の選択にあたっては、自然公園を訪れる人
		の国籍の傾向、外国人の文化の違い等による行動特性等を踏ま
		える。
	バリアフリ	視覚障害者への情報提供のための点字表記、触知図の付加、案内
	ーへの対応	標識や注意標識へのピクトグラムの利用等の配慮を実施する。
	標準表示内	(標識タイプ別の主な表示内容、英語の表記方法例の一覧表掲
	容	載あり)。
		英語訳について主要項目を抜粋すると次のとおり。
		・一般的な固有名詞で日本由来のものは表音表記(常にヘボン式
		ローマ字を使用。)
		・一般的な固有名詞で外国由来のものは、外国語由来の原語部分
		を英語表記(人名の場合は、英語以外を使用出来る。)
		・普通名詞部分を含む固有名詞は、普通名詞部分以外の表音を表
		示。ただし、普通名詞部分を切り離すと、それ以外の部分だけ
		では意味がなさない、不可欠な固有名詞として広く認識され
		ている場合は、ローマ字による表音表示に加え、普通名詞部分
to 1	Lb 1	の表意表記を実施。
記名標識	記載内容	日本語及び英語表示例を記載(国立公園名、団地名・地名の表示
(入口標		例の掲載あり)。
識•公園名	記名標識の	国立公園名及び団地名等の利用者向けの漢字等は、原則として
碑標識)の	文字サイズ	高さ20cm以上とする。
標準表示	と配列	英語及びヘボン式ローマ字の大文字は、日本語・漢字の高さの1
基本事項	+ - + 0 2	/2とする(小文字サイズは使用するフォントの基準による)。
	表示板の色	こげ茶色(DIC333)とする。
	彩	アイキャッチは暗緑色(DIC216)とする。
	柱の色彩	上記指定色に近似のこげ茶色を原則とする。
	文字の仕様	和文文字は角ゴシックとする(「ヒラギノ角ゴシック W6」を標
		準例として例示)。 アルファベットは角ゴシックのプロポーショナル (詰め打ち) フ
		ォントとし、原則として、全角文字の羅列による表示は行わな
	ローマ字の	い。 ローマ字はヘボン式50音表に基づいて表記するものとする。
	表記方法	(ハイフンやはねる音等の使用方法について解説あり。)
	双	ソソノイではなる日守の医用力伝にフいて辨説のり。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

	区分	内容の要旨
案内標識·	標識本体の表示	・総合案内標識、案内図標識、および誘導標識の腕木タイ
注意標識·	の基本事項	プについては、利用者に視認される位置に標識が設置さ
記名標識		れる場合には、裏面にも表示を行う。その他の標識は、
(資源名標		裏面の表示を行わない。
識)及び解		・団地名・地名の記載は、地域の実情に応じて、「国立公園
説標識・掲		○○(地名)」という表記も活用することとする。
示板・境界	案内標識・注意標	・使用する言語は、公共標識の標準表示内容(公共標識 28
標識の基本	識・記名標識(単	頁表 8 を参照)に基づき、日本語と英語で表記する。
事項	柱式) の標準表示	・外国人の利用特性に応じてその他の言語(中国語(簡体
	の記載事項	字)、中国語 (繁体字)、韓国語、その他言語) で表記す
		る。
		・日本語に使用する文字は、角ゴシック体を基本とする。
		・英語・数字の書体は、サンセリフ系書体を基本とする。
		・文字の大きさは視距離に応じて設定する(旅客施設ガイ
		ドラインにおける文字サイズの一覧表の掲載あり)。
		・ピクトグラムの積極的な活用を図る(種類、大きさ、色
		彩、文字の併記等について基準や例示あり)。
		・バリアフリーの観点から、園路の整備水準についてピク
		トグラムにより表示する(表示例あり)。
		・総合案内標識と案内図標識において地図を掲載する(目
		的、縮尺、表示内容等の基準一覧表の掲載あり)。

2.4.3 ユニバーサルデザインの配慮事項

(技術指針: II - 3 公共標識におけるユニバーサルデザインの配慮事項, 公共標識 58~66 ページ)

公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、 国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるため に重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやす い施設を適切に整備することが重要である。

なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、設置には十分な景観的配慮が必要である。

- (i) ユニバーサルデザイン計画の対象地域における配置計画
- (ii) 誰もが利用しやすく、わかりやすい表示
- (iii) 表記する情報の内容
- (iv) 利用しやすさに配慮した配置と構造
- (v) 運営開始後における配慮事項(パンフレット類との併用やガイド等の案内、 ユビキタス対応等による補完)

上記各項目について、主としてユニバーサルデザインの観点からみた指針や留意点等 の記載があるので、それらに十分配慮すること。

3. 標識種類別の指針

標識のタイプ別に、表示項目、配置、形状・デザイン等に関する基本的な指針を以下に示す。今後の標識類の新設、更新に際しては、これらに準拠することが望ましい。

なお、現在、尾瀬国立公園内に設置されていないものについては、それぞれ該当する技 術指針の標準例を参照のこと。

3.1 記名標識

3.1.1 入口標識

(1)入口(記名)標識

7)一般標識

配置	表示項目	形状・デザイン等
・国立公園境界に設置	・国立公園名(日本語及び英語) ・設置主体名	・基本的な表示面デザイン及び色彩は、技術指針に準拠 (表示面及び支柱:こげ茶色 アイキャッチ:暗緑色
	・地点名 ・ロゴマーク ・標識番号	・形状は、設置場所の周辺環境に応じて最適なものを選択 (路側式、オーバーハング式)
標準表	示例及び寸法例	標準形状に近い実例
145 145 145 145 145 145 145 145	225 	尾瀬国立公園 Oze National Park 会津駒登山口 (会津駒ヶ岳登山口標識)

イ)デザイン標識



(2)入口(情報)標識

配置	表示項目		形状・デザイン等		
・入口(記名)標識とペアとなる場所において、必要に		・設置主体名	・基本的な表示面デザイン及び色彩は、技術指針に準拠		
応じて設置	選択	・自然公園の見所 ・マナー ・自然災害等の安全に係る情報 ・上記の外国語(英語基本、必要 に応じて中国語、韓国語等) ・シンボルマーク ・標識番号等	(表示面、支柱ともにこげ茶色) ・形状は、設置場所の周辺環境に応じて最適なものを選択 (壁面、寄棟、切妻屋根等)		
+L +					

※案内図、公園利用マナー掲示、誘導標識等を 一体的に整備した事例

(中部山岳国立公園 上高地集団施設地区)

出典:自然公園等施設技術指針(環境省) 「第3部施設捌技術指針 第7章公共標識」



3.1.2 公園名碑標識

配置		表示項目	形状・デザイン等
・主な利用拠点、景観等に優れた場所等において、必要	必須	・施設名(日本語及び英語) ・設置主体名	・形状、デザインは "尾瀬らしさ" を 反映するよう配慮
に応じて設置	選択	・シンボルマーク ・標識番号	・色彩は、派手にならないよう、景 観に配慮して選定

整備イメージ (整備事例)

※公園名碑標識の整備事例(霧島錦江湾国立公園 重富海岸)

出典:自然公園等施設技術指針(環境省) 「第3部施設捌技術指針 第7章公共標識」



3.1.3 資源名標識

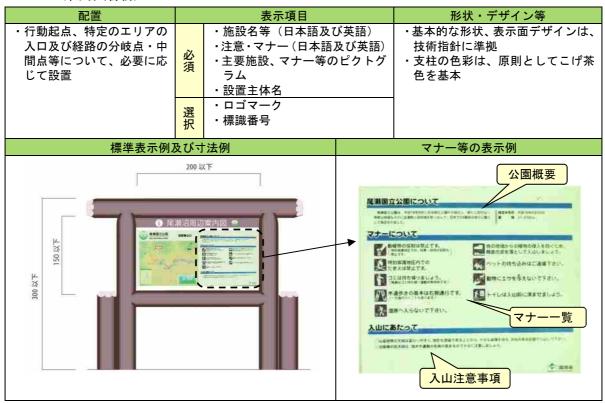
3. I. 3								
配置		表	示項目	形状・デザイン等				
・尾瀬の魅力向上、回遊性向 上が期待される資源にお いて、必要に応じて設置	必須	・資源名(・設置主体	日本語及び英語) 名	・基本的な形状は単柱型とし、必要 に応じてプレート型を併用 ・基本的な表示面デザイン及び色彩				
・木道周辺においては、必要 に応じてプレート型を併 用	選択		•	は、管理計画書に準拠 (表示面及び支柱はこげ茶色) ・プレート型は視認性に配慮				
標準表示例及びする	法例		標準形状に近い実例及びプレート型実例					
20-25	ar ar		第一章 第二章 日 之 4	(単独型) (プレート型) 電息環象 入口(代表点) ※水が吸い込まれるとご。 ※水が吸い込まれるとご。 ※ 水が吸い込まれるとご。 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※				

3.2 案内標識

3.2.1 誘導標識

配置		表示項目	形状・デザイン等
・分岐点にすべて設置 ・分岐点間においては、次を目安に 設置 ●登山エリアは1時間毎程度と	必須	・目的地名(日本語及び英語) ・距離 ・設置主体名	・基本的な表示面デザイン及び 色彩は、管理計画書に準拠 (表示面及び支柱はこげ茶 色)
●登山エリアは「時間母程度とし、「合目」表示の併用可 ●山岳探勝エリアは概ね 1 km 毎、それ以外のエリアは利用 実態に応じて 2~3 km 毎 ・木道においては、必要に応じてプレート型を併用	選択	・資源名(地点名) ・合目(登山エリア) ・ロゴマーク ・標識番号	・形状は、設置場所の周辺環境 に応じて最適なものを選択 (腕木型、単柱型) ・プレート型は視認性に配慮
標準表示	例及で	が寸法例	標準形状に近い実例
期期 120 程度 片質 80 程度	20-50	19-15 三平下 (日本社型) (登源 (地点)名併記型)	(左:腕木型、右:単柱型) ※単柱型は資源名併記

3.2.2 案内図標識



3.2.3 総合案内標識

形状・デザイン等 表示項目 すべての人が利用できる、 施設名等(日本語及び英語) ・基本的な形状、表示面デザインは、 区域内の行動起点及び情 ・地域、自然資源等の状況(日本 技術指針に準拠 報拠点等について、必要に 語及び必要に応じて英語併記) ・支柱の色彩は、原則としてこげ茶 応じて設置 ・注意、マナー(日本語、英語、ピ 色を基本 クトグラム) ※必要に応じて中国語、韓国語 等を併記 • 設置主体名 ・ロゴマーク 選択 • 標識番号 標準形状に近い実例 標準表示例及び寸法例 320以下 20 200 以下 60 20



(猿倉登山口の総合案内標識)

3.2.4 解説標識

3. 2. 4 件 記信 記							
配置		表示項目	形状・デザイン等				
・動植物のほか、景観の優れた場所等に設置・板面が大きいものは景観に		形状やナザイ・					
配慮した設置場所を選定	選・ロコ	写真 ゴマーク 戦番号	・支柱の色彩は、原則としてこげ茶 色を基本				
標準表示例及び寸法値	列	尾瀬	における設置例				
サ送単位: センチメートル ・ 超高: 解 ಳ ・ 文は	× 40 以下。 機 30 x 程 50		小型標識、右:大型の総合解説標識) 図を併用した学術的な解説解説)				

3.2.5 注意標識

0. 2. 0 /工/区/水响							
配置		表示項目	形状・デザイン等				
・行動起点(入山口、 園地等)や、移動中 に注意喚起が必要	※必要に応じ ・設置主体名		・技術指針や管理計画書との整合性に配慮しつつ、注意対象に応じた形状やデザイ				
な地点等、管理上必 要な地点に設置	・ロゴマーク ・標識番号	7	ンを選定 ・支柱の色彩は、原則として こげ茶色を基本				
標準表示例及で	び寸法例	尾瀬における設置例					
ST S	100	(左:日本語、英語、中国語、韓国語 右:ピクトグラムを主体として表示					

3.2.6 掲示板



3.2.7 境界標識

配置		表示項目		形状・デザイン等				
・管理上必要な地点に設置	必須	・国立公園名、管理 語及び英語) ・設置主体名	地名等(日本	・基本的な表示面デザイン及び色彩は、技術指針に準拠 (表示面及び支柱:こげ茶色) アイキャッチ:暗緑色				
	選択	・特別保護区 ・標識番 号		・形状は、設置場所の周辺環境に応じて最適なものを選択 (路側式、オーバーハング式)				
標準表示例及	び寸法	长 例		整備イメージ				
20-1001	7.0			自然公園等施設技術指針(環境省)3施設捌技術指針 第7章公共標識」				

3.3 プレート型標識

3.3.1 設置の背景と設置条件

尾瀬ヶ原周辺を中心として、右写真のような金属プレートに印字した標識類(主として資源名標識、誘導標識に相当)が設置されている。

これらは、既存の老朽化した標識類を更新する際、景観を阻害せず、湿原であっても設置場所の自由度が高い、利用者の視線が木道に行きやすいといった、尾瀬の環境にふさわしい手法として導入されているものであ



る。資材費や設置費が看板形式のものに比べて低額であることから、よりきめ細かな設置が可能となる利点も備えている。

技術指針においては、標識類は「個々の自然公園の特性を踏まえて設定できる。」としているため、表示項目、視認性、適切な配置など、本ガイドラインで規定する最低限の基準を満足すれば、看板形式の標識類の設置が困難又は不適切な場合等において、今後も引き続き設置を検討すべきタイプといえる。

なお、平成 28 年度に実施した現地調査において、下草に隠れたり、太陽光の反射具合によっては見つけにくいなどの指摘があったことから、視認性のさらなる改善を図っていく必要がある。

3.3.2 標準デザイン及び設置方法

(1) 標準デザイン

標準的なデザインは現行のものに準拠するが、前ページの写真のように、文字数が 多くなる誘導標識については、判読しにくい場合があるため、文字数や文字のレイア ウト等に配慮が必要である。また、外国人利用者の増加に対応することも必要である。

(2) 設置方法

標準的な設置方法は、現状どおり、木道の中間の横桁等、歩行に支障しない場所に設置することとする。

なお、サイズが小さく見落とされやすいことから、誘導標識として使用する場合は プレート型単独では設置せず、必ず本体標識とセットで設置すること。

4. 維持管理に関する指針

4.1 設置者・管理者の責務

標識類を設置する場合は、本ガイドラインならびに技術指針、管理計画書等に記載された標準例や注意点を十分参考にするとともに、必要に応じて環境省の意見を聞き、これらに準拠した標識類を作成・設置するものとする。その際は、必ず設置主体名を明記する。 既設の標識類が汚損、劣化し、更新する場合も同様である。

4.2 撤去・更新・新設の時期と方法

汚損、劣化、破損した標識類は美観を損ねるほか、利用者の誤認を誘発し、事故や遭難 につながる危険性があるため、速やかに撤去するよう心がけること。

4.3 関係者の相互協力体制

標識類を新設・更新したり、長年にわたって良好な状態で維持管理していくためには金 銭的負担はもとより、人的な負担も少なくない。

特に尾瀬国立公園においては山岳地であることに加え、積雪を中心とした過酷な気象条件の影響を大きく受ける。

こうした点を踏まえ、尾瀬国立公園に関わる主体においては、相互の連携と協力体制を 強化し、これらの課題に取組んでいくことが望まれる。

例えば、類似した標識類はまとめて1箇所に整備することにより、費用負担や設置の労力を低減することが可能である。

また、標識のナンバリングを行うとともに共通の管理台帳を作成し、設置場所等の情報を関係者全員で共有することにより、汚損や破損した標識類の早期発見が可能となるほか、緊急対応時に場所の特定が迅速かつ効率的に行えるなど、尾瀬利用者の満足度と安全性を高めることができる。

尾瀬国立公園協議会等の場を活用して関係者が標識類に関する意識を共有し、相互協力体制を築いていくことが必要である。

尾瀬ビジョンの再確認と今後の進め方について

1. 目的

- ○尾瀬ビジョンが策定されて 10 年が経過し、策定から現在までに社会情勢や尾瀬の自然環境、また、尾瀬における取組などが変化しているため、既存の尾瀬ビジョンのレビューを行うとともに、これまで管理者が主体となって進めてきた尾瀬の保護・管理のあり方について、より利用者の視点を取り込むとともに、今後 10 年及びさらに先の将来を見据えた尾瀬のあり方の指針となるような尾瀬ビジョンとなることを目指して、再確認を行う。
- ○なお、現行の尾瀬ビジョンは、尾瀬地域の公園計画の見直し(尾瀬国立公園の独立) や関係機関の業務の骨子となるような尾瀬の今後の方向性を示すことを目的にとりま とめられている。(経緯および概要は別紙1参照)

2. 現状と課題

- 1) 尾瀬における課題
 - ※尾瀬国立公園協議会構成員、及び尾瀬国立公園に携わる関係者にヒアリング及びアンケート調査から特に多く意見のあったもの。
 - ○自然環境の保全(シカによる植生被害)
 - ○施設整備(木道等の維持管理、ビジターセンター、トイレのあり方)
 - ○利用者へのサービスにかかること

(通信環境の整備(携帯電話、wi-fi)、・外国人への対応、情報発信)

- ○新しい利用のあり方(トレイルランニング、冬山の利用) など
- 2)○中長期の視点が弱い
 - ※人口減少にともなう利用者の減少

(事業(山小屋経営など)の継続性、施設の維持管理への影響)、

- ※温暖化による生態系の変化など
- ※近年の新たな観光の動き(インバウンドなど)
- 3) ビジョンの構成上の課題
 - ○尾瀬国立公園協議会、小委員会、尾瀬サミット等の役割分担が不明確
 - ○ビジョンの構成が煩雑(重要なポイントがわかりにくい)
 - ○尾瀬国立公園協議会の役割の1つである尾瀬ビジョンの進捗状況の把握方法が煩雑



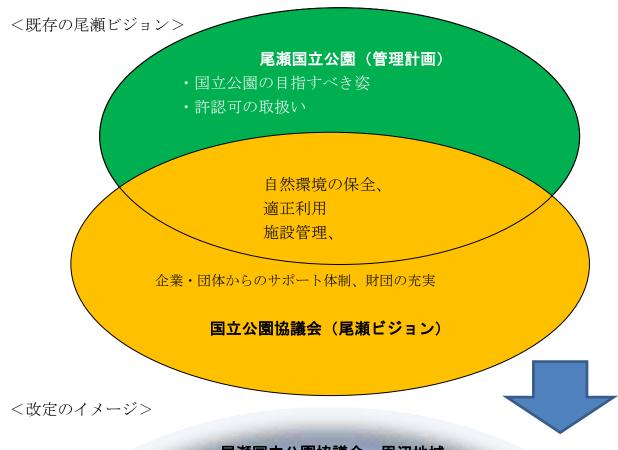
3. 改定の方向性

(尾瀬が目指すあり方の共有)

・尾瀬がかかえる各種の課題に対応するために、<u>尾瀬国立公園を中核とした</u>、尾瀬地域、尾瀬に関わる人たちで将来の尾瀬が目指すあり方を共有する。

(構成上の課題の整理)

- ・尾瀬国立公園の管理方針を示した「管理計画」(別紙2参照)との整合性を整理
- ・ビジョンの構成をシンプルでわかりやすくし、尾瀬にかかわる人たちで共有しやすいものにする。
- <尾瀬ビジョンを改定する上で検討が必要な事項(案)>
 - ○将来にわたり守るべき自然環境や、社会情勢に応じた利用のあり方※
 - ○気候変動(生態系の変化)、人口減少 への対応
 - ○持続可能な地域経済への寄与
 - ※少子高齢化、人口減少の中で尾瀬地域のみで尾瀬を保全することは限界であり、特に都市部の尾瀬に関心ある個人、企業等を対象にお金・労力をいただく一方で、そのような方々に新しい質の高い利用を提案するなど、WINWINの関係を構築する必要がある。
 - ○企業・団体からのサポート体制、財団の充実
 - ※ (参考)「管理計画における尾瀬の目指すべき姿」
 - ○利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の動植物や貴重な高山植物、ブナの原生林等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
 - ○自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山 麓における自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみに留まらない体 験・学習型の利用が充実している。



尾瀬国立公園協議会・周辺地域 (尾瀬ビジョン)

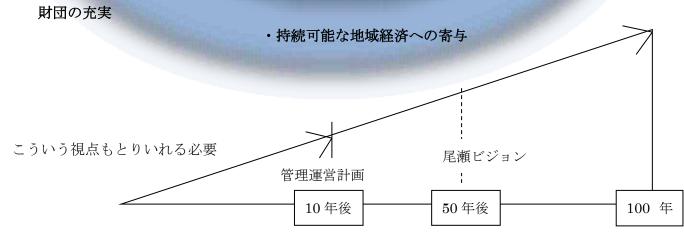
反映

尾瀬国立公園(管理運営計画)

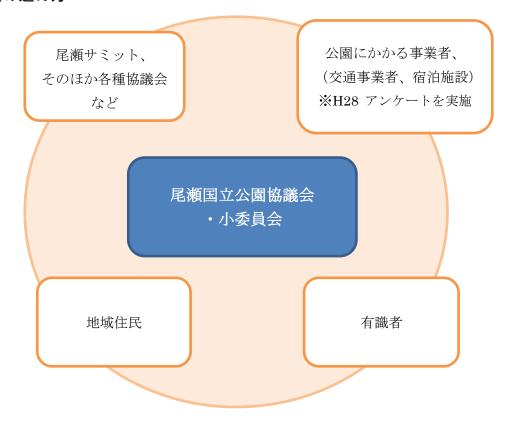
気候変更(生態系の変化)、人口減少 への対応

国立公園の目指すべき姿

- ・許認可の取扱い
- 自然環境の保全、
- · 適正利用 · 施設管理
- ・将来にわたり守るべき自然環境や、 社会情勢に応じた利用のあり方
- ・新しい利用のあり方
- ・企業・団体からのサポート体制、



4. 改定の進め方



具体的なスケジュール (案)

一大はいよう、	, ·	
H28 年度	9-11 月	○関係者からのヒアリング及びアンケート調査
		・現在の尾瀬及びビジョンの課題について意見聴取
	12 月	○第1回小委員会
		・レビュー(案)の確認
		・課題についての情報共有・意見交換
	2月	○第2回小委員会
		・進め方についての検討・了解
		・これまでの対策レビューの確認
	3月	○尾瀬国立公園協議会
		・進め方についての検討・了解
		・これまでの対策レビューの確認
H29 年度	~10 月	○尾瀬サミット、地域住民との意見交換会 など
~		○尾瀬ビジョン改訂
H30 年度		○尾瀬国立公園協議会の役割の見直し
H31 年度		○管理運営計画の改定
~		

第14回 尾瀬国立公園協議会

		課題	<u> </u>		基本方針(こ沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	:諸対策 改訂(案)
区分	目的	項目	尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアン ケート意見	項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
「瀬地域の見直しついて	国公と保すき瀬範を直立園し全べ尾の囲見す	国公区の直(張立園域見しな)	会的にも尾瀬との連続性・一会津駒ヶ岳地域、田代・岳部、田代・田地域、田代・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	■公園計画再検討 自然環境が尾瀬と同様に見られ、文化・伝統・利用の面から 長尾瀬と深いつながりがある。 会津駒ヶ岳や田代・帝衆尾瀬と 一体として保護環境省が進めている公園区域に含め、「星境省が進めているで、現在、計画の再記地域とではいている。 でいる公園計画の再記地域との映させる。なお、上記地域と別世紀の新しい「尾瀬」の公園立か、「大田、東田・域図では、21世紀の新しい「足渡、利用・体的に行うこととする。	© L10年9月20日4日4日4日	引き続き検討すべき課題について、5年ごとに行われる公園計画の見直しの際に反映させる。例えば、戸倉地区など国	日、新たに「尾瀬国立公園」として誕生した。	振興局) •田代山帝釈山管理検討	·関係県 ·関係市町村 ·山小屋等事業者 ·土地所有者 ·地域住民	·尾瀬国立公園計画 ·尾瀬国立公園管理計画		(III) DE LE ITTI (AL TEL I		回国立公司を 回国立公司を 関して、利人がはなる人 山口で含かがらえばなる人 いたすからを が必要のと が必要のと が必要のと が必要のと が必要のと のと を が必要のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと	-	■21世紀の国立公園にふさわしい、保護・利用・管理運営のための施策を一体的に行うため、引き続き、尾瀬国立公園協議会等で関係者と協働していくとともに、必要に応じて公園計画の見直し等を通じ、課題解決のための検討・対策を行う。
保護について	原生的な生態系及び風景を適切に		査が体系的に 実施されてお らず、生態系 について判断	■調査研究促進のための支援実施 尾瀬の生態系の状況の推移について調査することは極めて調査研究活動を促進するための支援を実施する。		■第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が 行われてから10年が経過する が、まだ解明されていない事 項やこれまでの調査データと 比較して尾瀬の状況を調査の 実施について検討する。 ■モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行わ調査の 様々なモニタリンタ的かつ効果 態を把握し、効率的かつ効果 的なモニタリング体制を確立 する。	本のための検討会が設置され、平 は20年度からは、第4次子帆調	·第4次尾瀬総合学術調査団(財団) ・尾瀬国立公園協議会 (環境省 ・尾瀬省保護 ・尾島県 ・尾島県 (福島県 (福島県 (群馬県) (群馬県)	・環境省 ・環境保護財団★ ・関係保護財団★ ・関係不一事等者 ・公研究者 ・国利者 ・国民・企業		■尾瀬沼の生態系について継続的調査を希望する ■できることから始めてみたいう第、第二の目標は標は、最も重要な、どのような理ながというない。ないまであり、どのような理なが、どのような理なが、どのような異なが、どのような異なが、とのよう、質し、とのよう、気をしための現実的なすっための現実的なかという、質果を出ているための現実的なが、	して、どのような状況に応えられる、活用できるようなものにしていくことを一分論 論していない。単に学術調査といっているだけでなく。 有効に働くものにするための社会からの期待の明文		やし、外来種や気候変動、 動物被害等による影響名の 生態系(特に尾瀬沼周辺に いて) 〇まずはしっかりと「現状能で 展瀬沼周辺に 〇まずはしっかりと「現状能で 超れば、環境等で、の「指標」 となり得る物や等を対していての がですることはな動物を加速して 研究するの野によると関係を を関係した。 のでは、 のでする。 の野による のでは、 のでする。 のでは、 のでする。 ののでする。 の野による 関係を のでする。 のでする。 のでは、 のでする。 のでは、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	なったが、尾瀬を生態系的に捉えたモニタリング調査が体	援実施 第4次尾瀬総合学術調査の
	保護する。	生系状の確把態の況的な握					■モニタリング体制の確立 福島県・群馬県は研究者を中心とした委員会を設置し、長年に渡り尾瀬の自然等に関する様々な調査を実施し、報告書にとりまとめるとともに、学術論文検索サイド尾瀬生物多様性情報システム」において情報を集約し、一般向けにも公開している。					■効率はともかく、効果判定や貢献度の判定を全体としてしないままに続けていても、何のためのモニタリングで、どうフィードバックないままにると思われる。現状を全体的に俯瞰し、何をどう加除することが良力がないままとめるべき		解析②すべての登山道隣接部(道沿いの自然)の生物群集としての質的変化の解析③衛星写真を使った、マクロレベルで見た時の変化の解析。いずれも生物多様性の観点で診た、尾瀬地域の健康診断		総合学術調査団」により、第4 次尾本際と学術調査を実施。 調を合学術調査を実施。 類で行われてきた基礎的調査が行うともに、未まで尾 がで行った。最新を行うともに、たまで見 が、の観測を活きた理なる。これらの もまりを表し、これらの 生態系のモルングを体制を 構造し、アリスをは、のの 生態系のモルングをは を表し、アリスをは を表し、アリスをは を表し、では、といると を表し、では、ののの を主体が実施減とののの を主体が実施減とののの を主体が実施減とののの を主体が実施減とののの を主体が実施減総合適切に が、第4次尾減総合適切に が、第4次尾減総合適切に が、第4次尾減総合適切に をいる学術調査のの を表し、アリスをが がまたが、といる学術調査のの を表し、アリスとのを を表し、アリスとのを を表し、アリスとの を表し、アリスとの を表し、アリスとの を表し、アリスとの を表し、アリスとの を表し、アリング体制 の構築 のの、を表し、アリング体制 の構築 ののをを表し、アリング体制 の構築 ののをを表し、アリング体制 の構築 ののをを表し、アリング体制 のをを表し、アリング体制 のを表し、アリング体制 のを表し、アリング体制 のを表し、アリング体制 のを表し、アリング体制 のを表し、アンタを表し、ア
				■効果的なモニタリング調査 等の実施 各種モニタリンが調査の結果の統合や調査手法の統一化を進めるとともICGIS システム等への蓄積を行う。	〇 調査結果(環境省によるシカ 対策関係調査)のGIS化を実 施	■学術情報の公園管理への 反映 尾瀬地域内で行われる各種 学術的な調査から得られる情報を今後の公園管理に役立た せるためのシステムをつくる。					ていかないと、願望だけの目標で終わるのではないか	■目標が達成されたかどうかを判定するための「達成 かを判定するための「達成 日標」(指標)が定まっていないため、何が何にま対してどう使われる状態を作ることが目標であるかをたいを表明といる。長期にはなければならない「項目」自体に対して、削除か継続が大きい				(第4次尾瀬総合学術調査の実施) 平成29年度より尾瀬保護財団を事務局とした「第4次尾瀬総合学術調査団により、第4次尾瀬総合学術調査を実施。調査に際しては、これまで尾瀬で行われてきた基礎的調査 ■学術情報の公園管理への反映 各主体が実施している調査結果、第4次尾瀬総合学術調査の成果について、適切に情報を行い、各対策へ活用していく。

		課題		基本方針	こ沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	基本方針に沿った諸対策 改訂(案)	
区分	目的	の利用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評 価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)		項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組	
保護について	原生的な生態系及び風景を適切に保護する。	<u>r,</u> °	■シカによる植生攪乱の実態 把握と将来予測 ニホジカが及ぼす尾瀬の植生に対する骨乱が深刻な状況になっているため、その実態把 センカルを排除することを含めた積極的管理を行う。	○ 尾瀬国立公園シカ対策協議会 等で議論を行い、関係各者が 調査・対策を実施			・尾瀬国立公園シカ対策 協議会(環立公園シカ対策 で、選軍立公園シカ対策 でドバイザーの会議 を対して、選軍をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・環境省 ・環境省 ・電域 ・電域 ・電域 ・電域 ・電域 ・電域 ・電域 ・電域	カ画 「群球」 「管獲施ン県 「 「 と な な な な な な な な な な な な な な な な な	■環境省エリアでシカ柵が 一部設力にない。 一部的が半減にているに入しいう が出れているという が出れているという が出れているであるため、連続している が出れているであるためでしている をもそもをはない。 もので、うようなでしているでなったのなったからなったがものない。 は、ではないないは、第目 でいったるなくては全ないなったがはないない。 なったかもはないない。	■どこまでの体制が作れたかの現状評価をし、「確立」と言えるに必要な状態はどのようなものであり、それを作るまでに何が必要か(へこしているか)を見出し、新たな獲得目標を定めるべき	ナカマドも全滅した。 ロニホンジカの目撃情報の 収集 ロシカの植生破壊への対 応策		■平成21年度に策定した1の 類国立公園シカ管理方針1の 目標は、「尾瀬からシカを排除することを長終的な15年と間で、 を表示したで、当別保園を10年区間を20日標に関連の14時では、 で、当の目標と同じを10年区間では、 実施であったとので、当の目標を尾瀬面の14時で、 を表示して、特公園を記述で、 実施であったとを尾響的のとは、 実施ですることを尾響的に、実施を尾瀬を10年で、 態系に対すすとし以上がしてである。 を表に対すすとし以上がしてである。 を表に対すすとし以上がしてで、 を講話を指といるがら、行動が上のの移する。 でのようない。 本種語の表に対するとの、行動が上ののもいたで、 でのようない。 本種に、イリシシンに大が をでは、イリシンに大が をでは、イリシンに大が を記述れては、 本では、イリシンに大が を記述れては、 本では、イリシンに大が を記述れている。 本では、イリシンに大が を記述れている。 本では、イリシンに大が を記述れている。 本では、イリシンに大が を記述れている。 本では、イリシンに大が を記述れている。 本では、イリシンに大が を記述れている。 本では記述れている。 本では記述れている。 本では記述れている。 本では、イリシンに大が を記述れている。 本ではいる。 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本では、 本で	対策協議会、尾瀬総合学術調査推進協議会等によって関係者で連携しながらシカの対策を進めるともに、対策の効果を適切に把握する方法を検証し、シカの被害低減にむけて、効果的・効率的な対策を講じている。 ★イ/シシ対策 関係機関が実施しているモニタリング調査等で状況把を提するともに、適切な時期に適切ないなりなります。	
		山者が安全に 尾瀬を楽しめ るような各種 対策が確立さ れていない。	■クマ対策マニュアルの作成・普及啓発 尾瀬においてツキノワグマと 人間が共存していくため、その 人体的対策を示した「ツキノワ グマ対策マニュアル」を作成利 ると共に、関係者及び一般 ると共に、関係を発を図り、安 を を うにする。	. ツキノワグマ出没対応マニュ アルを作成し、当該マニュアル に基づき各主体が取組を実施	■クマの生態把握 ッキノワグマ対策をより実効 あるものにするため、尾瀬の ッキノワグマの生態について 把握するための調査を継続して実施する。	いる。合列東貝は、専門家寺による		·環境保原 ·環境保原 ·環境保原 ·開リー ·開リー ·開リー ·開リー ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·地域 ·電子 ·・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	管理計画(福島県) ツキノワグマ 管理計画(新潟県)	○ツキノワグマ出と コースアルのです。 ■マニュアルのでは、整体性のでは、 を主なが、大きないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		ロクマの出没に対する安全 対策 ロシカ管理やクマ対策の継 続調査及び管理体制の充 実			引き続き「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」を中心とし、マニュアルに基づき、事故を未然に防ぐための各種対策及び、インターネットやチラシ等を活用して普及啓発を行う。また、公園利用者等からツキノワグマの目撃情報を収集し最新の情報提供を行う。なお、必要に応じてマニュアルを見直し、適正な運用が行えるよう努める。 また、除なツキノワグマの対策については、尾瀬国立公園	

	課題			基本方針に	こ沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	:諸対策 改訂(案)
区 目的	項目	尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアンケート意見	項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
保護について原生的な生態系及び風景を適切に保護する。		至仏山については、登山道周辺にの荒壊が一次では、変わける。 がでは、登山道る地震やが深刻で がでいたなが、近になって、	■至仏山保全対策の実施 尾瀬の自然環境を特徴づける 回位を有しているの至仏山に つけては、保全のための緊急仏 山保全基本計画」に沿って、登 山ルートの見直し、適正利用 のためのルールづくりと管理	〇 利用ルールは策定済 登山ルートの見直しは議論中		■至仏山保全対策の実施 登山道周辺における植生の荒 廃、泥炭や土壌の流出を押制する ため、「至仏山保全対策検討会」で 策定した、東面登山道のアの入山を 環期(5月7日~6月30日)の入山を 規制したルールが定着してきた。 また、残雪期の利用については、 薄雪地帯の植生保護と利用者対え、その 全の観点により、「至仏山保存対でを会議」が毎年現地形でするこ立ちいる 結果をナラン等の薄雪地帯にしている場別が毎年である。 既に荒廃が進んでしまった場合は に、一、ためでは、関係者の協力、回復値傾向が見られている場所は は、また、は、まか、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、	·至仏山保全対策会議 (財団) ·至仏山環境調査専門委 員会(財団) ·尾瀬保護専門委員会 (群馬県)	·環境海係係小地域園 衛保県市西等有民用 財 村事者 者保県市の新住利 第一、土地、国	主仏山休王	■資金不足が大きな問題だが、そもそもでの達成をはいる。 を表しているでは、それぞれでではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		口至仏山にトイレが欲しい 口至仏山入山日の適宜変 更はできないものか(今年 は特に雪が少なかった) 口至仏山に6月中旬から登 らせて欲しい。		■さらなる登山道周辺の植生の荒廃、泥炭や土壌の流出を可、 一度 で 一度	■利用ルールの普及啓発 各啓発活動等については、 継続して実施。 ■迂回路の検討 現在検討が進められている 登山ルートの付け替えについ ては、、「至仏山保全対策会 議」を中心に対策を検討する。
		ing.	などを行う。	0		た、植生の荒廃等を防ぐために必要な登山道等の整備については、 土地所有者等によって実施され、公園利用者に対する利用ルール・マナー等の周知も各主体によって実施されている。 至仏山の貴重な自然の保全を目的策定された「至仏山保全基本計画」において、登山道の付け替えが検討されている区間等を対象に科学的調査を実施した結果、3区間にて登山ルートの付け替えが検討が進められている。		•NGO/NPO •研究者	報告書」	の「原因別リスト」を社会に公表すべき			○継続して活動した方がよい ○尾瀬国立公園を対象 い ○尾瀬国立公園を対象 とした「利用のあり方から見 動や施設整備等の基礎と する)」の検討・策定 ○尾 瀬ビジョンの内容とその進	イレがなく、樹林内に屎尿が散乱している状況。携帯トイレ導入や登山遺沿いにトイレの設置の必要性が指摘されるが、携帯トイレは回収の課題、仮設トイレについては管理の課題があり、取組が進められてしない。 ★至仏山の冬季利用のあり方について	★トイレ問題 ★冬期利用(要検討)
	環境保全		■外来植物対策 尾瀬本来の植生を維持・回復 させるため、専門家、NPO、山 小屋等の協力を受けて実態把 握に努め、適切な外来植物対 策を実施する。			■外来植物対策 どのような移入植物が尾瀬で見られるのか調査を通して実態把握に 努め、駆除すべきできるみ、植物について把握を行った。(一具体的な)。 また、移入植物を尾瀬に持ち込まで、は、からでするため、種子落とを発行っては、関係者間で協力にていたのでは、関係者間で協力については、関係者間で協力については、関係者間で協力については、関係者間で協力については、関係者間で協力については、関係者間で協力については、財産が自動のを確認したがらる、なお、移入植物の除確認したがらな、おお、移入植物の除確認したがらる、おから、無理に駆けでき進いとない、特別保護地区内では大規にある響を与え、特別保護地区内では大規に同辺において活動を進せず、入しになった。その特別保護地区内では大規に同辺において活動を進せることにおいている。		·環境省標準 ·環境資源 ·環境系 ·環境系 ·環境系 ·環域 ·環域 ·環域 ·現山地域 ·地域 ·地域 ·地域 ·地域 ·N ·N ·N ·N ·N ·N ·N ·N ·N ·N		■現状の評価とできる手立 てで達成できる状態と実現 させたい状態との比較をす べき。目標管理方式に直す べき項目		口種子落としマットで靴底を擦ることの徹底 口移入動植物から尾瀬を守ろう。尾瀬にいなかった、少なかった動植物を適正管理する	捗状況・効果・改善策等を 定期的にまとめる「総合評価委員会」の新設	★専門家による科学的知見から、特別保護地区内での駆除作業等は実施していないが、どのような移入植物が見られるのか調査を継続し、山小屋等事業者でも対断ができるすっための体制作りは必要である。また、特別保護地区外では、駆除作業を進めていく必要が、移入植物もそことが知られているため、どのような方法で駆除を実施するのが効果的なか、調査・把握する必要がある。	第4次総合学術調査などに おいて、引き続き現状を把握 するための調査の実施。 駆除作業が必要と認められ る場所については、各関係機
		る。また、自然の修復の目標	■保護の強化 既存の公園区域内はもちろ ん、会津駒ヶ岳や田代・帝釈 山地域など利用増によって植 生等が荒廃することのないよ う、関係機関が一体となって取 り組む。	◎ 環境省、福島県がハードの整備・維持管理を実施し、地元市町村がパトロール・普及啓発等ソフト対策を実施		■保護の強化 法的な規制のもと、植生の保護を 図るとともに、地域のルールやマナーについて、パンフレットの配布 か、巡視や入山口指導などによる 直接利用者へ呼びかけを行ってき た。 また、歩道の整備などにより、新 たな荒廃を防ぐなどの対策を実施し ている。	尾瀬国立公園福島県地 域協議会(福島県南会津 地方振興局)	・環境省 省 省 省 省 省 省 等 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		■「関係機関が一体となっ で取り組む」必要がない。 いもの。このアンケーもの 総じて、「問い方そのもの) が的を外れていると思因け、 る。そのようになる要思そのものが、最終目標をもいている。 ものが、最終目標をもいていないためである。 を踏んだものとなってなっていないためである。 内閣でにこそあると考えられる		口会津駒ヶ岳、田代山、帝 釈山等の植生保護対策			利用者が集中する尾瀬ヶ原や尾瀬沼だけでなく、会津駒ヶ岳や田代山の湿原植生、笠ヶ岳方面など利用者が比較的少ない地域でも踏み込みによる荒廃が見られるため、現状を把握し、関係機関が一体となって引き続き適切な対策を講じる必要がある。 公園利用者へのルール・マナー変発については継続して実施し、新たな植生の荒廃を防ぐよう努める。

		課題		基本方針(こ沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	諸対策 改訂(案)
区分	目的	項目 尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアン ケート意見	項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
	利用が生態系に与える負荷を軽減するとともに、環		■快適利用の促進 特定の季節、特定の入山口に 集中する傾向がある利用を分 散させ、快適な尾瀬利用を促 進する	〇 群馬県による社会実験を中心 として、尾瀬国立公園協議会 で議論	■利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定す る。	■快適利用の促進 特定の季節、特定の入山口に集中中する傾向がある利用を分散させ、快適な尾瀨利用を促進するため、「利用分散等)に関する小委員会」では、利用分散等)に関する小委員会」では、その取組の一足。として、大田23年度からの群馬県による社会実験を経て、127からは大清水~~ノ瀬間の低公害車両利用名増られている。また、各関係者がインターネットやの数カ発信とり、旅行業を通して快適ないけ等を通して快適ないけ等を通して快適なが行われるよう働きかけをおこなった。	尾瀬国立公園協議会 尾瀬国立公園適正利用 の推進に関する小委員会 (H28年度までは「尾瀬国 立公園快適利用の促進 (利用のなりに関する小 委員会」) 尾瀬自動車利用適正化 連絡協議会(福島県、檜	·尾瀬保護財団 ·関係県 ·関係市町村 ·山小屋等事業者 ·土地所有者			■達成状況が不明 ■数値目標の指標はなに かの指標を指標の足度を指標の足度を指標の足度を指標の足度を指標の足度を指標による「制御目標」が必ずであり、「促進」だけの項目で立てには大変違和感がある	ロシーズンを通して平均的な利用を促したい。	〇編入地域を含む分散利 用の推進は続けるべき。活 小屋について会議でも活が な意見が取り交わされたが		散の対策及びその効果の検証を行うとともに、利用者が快適に利用できる環境の整備に
利用について	境を損なわずに自然との	山8人を少成約人た雑ミやス期僅は待頼数のピが17半弱極すが、20回間であるが、17半弱極すが、20回間であるが、17半弱極すが、20回間であるが、特別では、12、ウキ時どで地域に、特別では、12、ウキ時どで地域に、12、ウキ時どで地域に、12、ウキ時どで地域に、12、ウキ時どで地域に、12、ウキ時どで地域に、12、ウキ時どで地域に、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、	■情報提供のあり方の検討 尾瀬の適正利用を図るために 効果的な情報提供のあり方を 検討する	〇 回遊型・宿泊型利用の促進の ための情報提供のあり方を検 討・実施中		■情報提供のあり方の検討 公園利用者等へのアンケート等 から効果的な情報発信のあり方を 検討しながら、インターネットや雑誌 等を活用したり、旅行会社やメディ アを通じた情報の発信を行ってと 加書に対しては、入山口やに展す 用者に対しては、入山口やに を通らて情報提供を行っている。 近年は、公園利用者等が個人 のHPやブグ、SNS等を活用して情報を発信していることも多い。 ■中心部の過剰利用解消 一ノ瀬~大清水間で低公する場合 ・運行し、特に利用が集中する場合 ・運行し、特に利用の低減を図るとともに、周辺地域の魅力の創出と発信を行った。	尾瀬国立公園適正利用 の推進に関する小委員会	·関係市町村 ·山小屋等事業者 ·土地所有者		○新潟・福島の各空港にポスター等を積極的に設置すべき。韓国、台湾、中国、マレーシア等の旅行会社にアプローチョでがき ■現状の評価とできる手立てで達成できるが態と実現なが態との比較をすべき。との比較をすべき。 本さ、音、頃目	■小沢平及び燧裏林道か	で元を同いています。 ロホームでジの出います。 ロスーロリーは財力には対しています。 は、大きないます。 は、しまないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないます。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまする。 は、大きないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	解決に至っていないので継続希望 〇インパウンドに 対する情報発信のあり方に ついて検討する情報発信のあり方に 〇富士見下口図を対象に受した「利用のあり方から見た 地域区分計画(一保全活動 や施設整備等の定	方 情報発信にあたっては、時 代にあった手法、媒体の検討 が必要。また、関係機関が一	所、配置などについて、時代 の変化に対応した方法を踏ま
	あいが体験できる利用方	の快適な利用 を妨げる一因		〇 管理計画策定時に議論済だ が、管理計画が未策定のため	■山小屋のあり方の検射 これまで各山小屋は、入山 者に対する自然解説、マナー 啓発、傷病対応など、適正利 用の推進に寄与してきたが、 今後も尾瀬の自然環境を維持 しつつ利用の分散化を図るな ど、適正利用の推進のために 実施すべきことを検討する。	公園管理計画が策定され、各エリアの整備方針等が定められた。また、尾瀬ヶ原や尾瀬沼への利また、尾瀬ヶ原や尾瀬沼への利ま中が指摘される中で、1日の適正な利用人数等の算出を行い、比較的利用の少ないエリアについては。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	尾瀬沼地区運営協議会 尾瀬温泉地区運営協議 会 尾瀬見晴地区運営協議 会 田代山帝釈山管理検討 会	·環境省 ·その他国 ·是級保護財団 ·関係県市町村 ·土地所有者	-		■入れ続けるとすれば、まとめることになる将来の「あり方」を個々の小屋のが採用できるよう、小屋の経営方法そのものに変化をもたらしたり、変化を促すための方策や選択肢を用意できる状態を持つことが必要ではないか	明記する。 口自然保護の話ばかり表に出て、まるで尾瀬に行ってはいけないような感じがする。いつも混んでいるイメージで行きにくい		■エリアごとの利用方法の検討 公園計画上はエリア分けがされているが、そのエリア分け別に利用方法の検討が進められていない。 尾瀬国立公園誕生の際に編入された会津駒ヶ岳及び田代山・奈釈山地域について、比較的利用者が少ないため、今後より一層の利用促進が求められる。	■エリアごとの利用方法の検 討
	?法(エコツー リズムなど)を			〇 群馬県による社会実験を中心 として、尾瀬国立公園協議会 で議論		■尾瀬入山までのアプローチの検討 別係者が集まる協議会等で望ましい交通体系やアプローチ方法を検討しながら、各主体によってアプローチ等の利便性が高められてきた。 特に鳩待峠登山口への利用集中が指摘され、大清水口等への利用を分散させることを目的とした施策が実施されてきた。	尾瀬国立公国協議会 環境省) 尾瀬国立公国協議会 1 尾瀬国立公園適正利用会 1 に 関する小委	·環境省 ·環瀬保護財団 ·関係東町村 ·明州屋等事業者 ·土地所			■御池〜沼山峠間のシャトルバス運行時間の延長を検討 ■誰に対して、何に対して「空ましい」ものを考えたいのかを決め直した上で、続けるべき。そこが曖昧のままでは、単なる、そのような状態の中で続けることが内象であれば、改良の余地は小さいと思われる	をコピーしてもらえるように こ指導ください。尾瀬に関する広告、写真、ボスター する広告、写真、疑問にはますなどでものに関節にしてします。 がな対を対ちあった。 がな対をの方と清水及の で表して、といるでは、 は、まなどでものに関節に、まなどでものに関節に、 は、まなどでものに関節に、 は、まなどのでを は、まなどのでを は、まなどのでを は、まなどのでを は、まなどのでを は、まなどのでを は、まなにでは、 は、ことにでは、 は、ことにではでは、 は、ことにでは、 は		■尾瀬の適正利用を推進するためには、依然鳩待峠に公園利用者が集中しているため、引き続き他の入山口利助のを変がある。その中では、周遊型の利用を増加させることを意識した施策が重要である。 ★また、公園利用者のアプローチの利便性が理解されるれるため、公共交通機関で利容されていないなど。 したいないところもあると考えられていないところもあると考えられていない。 もため、公共交通機関の利便性のPRは強化するべきと思われる。	★各入山口までの公共交通機関の利便性の向上や周知を 進める。
	を推進する。		■現在の対策の効果検証 現在実施されている適正利用 推進のための施策の効果を検 証する。	Δ		■現在の対策の効果検証 利用者へのアンケート調査や、入 山者カウンター数などから利用分散 の効果を検証している。	尾瀬国立公園協議会 尾瀬国立公園適正利用 の推進に関する小委員会				■施策の効果検証は施策 毎に全て必要。このような ことをビジョンに書き込むこ と自体が適当でないのでは ないか	口入山者の高齢化に対す るより一層の安全登山の啓 発		-	■対策の効果検証 引き続き、必要に応じてアンケート調査や入山者カウンターによる利用者数の動向等 について分析を行い、評価検証を行う。

	課題	į		基本方針は	こ沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	諸対策 改訂(案)
区分目的	項目	尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアンケート意見	項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
(エコツーリズムなど)を推進する。利用が生態系に与える負荷を軽減するとともに、環		現在ある2つセンルも利用でです。 現在が少は、 でででは、 でででは、 でででは、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。	■ビジターセンターのあり方の検討 の検討 ビジターセンターの設置場所、 展示内容、スタッフ等、その機 能が最も効果的に予算される ビジターセンターのあり方について検討する。	〇 尾瀬国立公園独立時に設置 場所を検討し、公園計画を変 更	•	■ビジターセンターのあり方の検討 再整備が行われている 尾瀬沼ビジターセンターについて は、再整備にあたり、ビジターセン ターのあり方やり方について関係者 と協議をしながら検討を進めてきた ところ。	尾瀬国立公園協議会(環 境省)	·環境省 ·尾瀬保護財団 ·尾瀬保慶等事業 ·土地所有者	尾瀬国立公園管理計画	■達成状況が不明 ■ビジターセンター ロに設瀬沼の新ビジ早のあいました。 ターにもきりなっている。 を表しているには、 を表している。 を表している。 を表している。 であります。 であります。 であります。 であります。 であいました。 であいました。 であいました。 であいました。 であいました。 であいました。 では、というは、 では、というは、 では、というは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で		□ビジターセンターのあり方 □ビジターセンターの利用者が少ない。 □Vには場待峠か戸倉にあった方がいいのでは? □山の鼻VCの顔の見えない衝立が気になる"	○老朽化等を考慮して継続 ○沼尻地区のトイレ及び休	■鳩待峠、大清水、沼山峠な情報にはない。 を主要な入山のない体系的な情報提供を行う場前に体験を表する場がない情報を入り、 利用者が入い前に情報を表する場がない情報を表する場がない情報をある。 利用ので検討が必要行となった。 でもに、外にジシーなのでは、 がは、特別があれる。 をは、外に受けない。 でもに、外に受けない。 では、外に必要である。 をは、かにでいる。 をはには、かにでいる。 をはにといる。 をできるがある。 をできるがある。 をできるがある。 をできるがある。 をできるがある。 をできるがある。 をできるがある。 をできるが必要がある。 をできるが必要がある。	効果的な情報発信のあり方 とあわせて検討
利用につい	体記	尾瀬の保護管 理の面では効 果的である	■サイン計画 新しい国立公園にふさわしい サイン計画を実施する。	◎ 国立公園施設の使用標準化 検討会においてサイン統一化 や活用方法を検討		■サイン計画 利用者への効果的な情報発信や、 増加する外国人利用者に対応する ため、平成28年度より、尾瀬国立公 国内の標識の記載内容の統一化 等について検討している。	尾瀬国立公園適正利用 の推進に関する小委員会 (H28年度までは「尾瀬国 立公園快適利用の促進 (利用分散等)に関する小 委員会」)	·環境省 ·尾瀬保護財団 ·関係県 ·関係市町村	尾瀬国立公 園管理計画 尾瀬国立公 園標識ガイド			口各説明標識などは外国の方々への対応も考えて強化すべきと思います。 "ロトイレ等の案内板の不足口ヨッピ吊り橋の記載が標	憩所の整備 〇尾瀬沼水面の施設拡張 のストップ 〇尾瀬沼の新ビジターセン ターについて、「期待される 役割」とそのために適当な 「利活用のあり方」を多数の		■サイン計画 策定されたガイドラインに基づき、各施設の整備主体が整備 を進める。
いて、おに自然との充実したふれあいが体		が、 <u>利用者に</u> 対する入山前	■入山口の整備 鳩侍峠など尾瀬の主要な入山 口について、国立公園の玄関 にふさわしいものに整備する ため、車道、駐車場、ビジター センター等のあり方を検討す る。	〇 群馬県による社会実験を中心 として、尾瀬国立公園協議会 で議論		■入山口の整備 関係者が集まる委員会等で、国立 公園にふさわし、入山口のあり方	の推進に関する小委員会 (H28年度までは「尾瀬国 立公園快適利用の促進 (利用分散等)に関する小	・関係市町村		■達成状況が不明 ■ビジターセンターは入山口に設置すべき		日コラに下が何が記載が保 識にない 口現在地が分からない。特 に牛首と竜宮十字路を確 認していない 口主要ポイントの標識プレートが欲しい、現在地が 分かるもの)" 口鳩待峠駐車場において、 利用者の休憩所が無いので、雨天時に迷惑している 「周待峠の尾瀬国立公園 精板の文字が薄く判りづら い	関係者間で検討し合意することが必要 〇理想に現実を沿わせていく方策の研究とその獲得 方策		★入山口の整備 入山前の入山口での公園利 用者への情報提供のあり方に ついて、尾瀬国立公園適正利 用の推進に関する小委員会な どで検討を行う。
験できる					のあり方の検討	■環境に調和した施設整備のあり 方の検討 自然公園等施設整備技術指針の 策定					■尾瀬沼南岸の整備促進 ■これも達成目標を明確に すべき。検討して非公開の 報告書印刷で終了では意 味がないと思われる				
利 用 方 法					■環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立						■検討するだけのものであれば、おそらく不要				

	課是			基本方針	こ沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	諸対策 改訂(案)
区分目的		尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評 価(H24年度作成) (⑥:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアンケート意見	項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
が体験できる利用方法(エコツーリズ)	用が生態系に与える負荷を経咸する	自然はないで、のでは、ないで、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	■未来を担う子ども達の受け 入れ 未来を担う子供たちの環境教育が更に尾瀬で行われるよう 積極的に働きかけていく。	⑩ 都道府県が子ども尾瀬サミット等を、市町村が尾瀬学習等を、継続的して開催	■尾瀬で学ぶ機会の創出 子どもだけでなく、あらゆる世 代が、尾瀬をフィールドとして 環境について学ぶ機会を積極 的に創出する。	■尾瀬で学ぶ機会の創出 地元の小中学生のほか、地元市町村と繋がりのある東京の学生も尾瀬で環境学習を実施している。さらに、出前授業を実施している。さらに、出前授業を実施している。すともたちの学習の質が向上するように学習教材の開発等も行われてきた。また、山小屋等事業者は、宿泊者等に対して自然解説を続けており、尾瀬の自然のPR、自然保護の取り組み、利用にあたってのルール・マナーの啓発を行っている。	尾瀬環境学習推進協議 会 (檜枝岐村)	·環境省 省保護財団 ·関係保護財団 ·関係小本 ・関係・ ・関本 ・関係 ・関係 ・国民 ・国民 ・国民 ・国民			■国立公園であるならば必 須の項目を、やめるか続け るかと聞くこと自体が誤り		〇受け入れは引き続き継		■子どもサミットの開催 ■ガイドを利用したエコツーリズムの促進 ガイド利用のPRを実施し、ガイドの有効性の示し方等について検討していく。 ■情報提供のあり方を検討
利用について	ともこ、環境を負なり環教とツズの進場育エーム推		■ガイド資格認定(登録)制度 の創設 優れた資質を持ったガイドを養成あうるため、ガイドの資格認 定(登録)制度を創設し、尾瀬 での環境教育やエコツーリズ ムが効果的に行われるような 体制を整備する。	•		■ガイド資格認定(登録)制度の創設 平成20年に尾瀬ガイド協会が設立され、尾瀬自然ガイド及び尾瀬登山ガイドの認定資格制度が導入されている。 事務局を尾瀬保護財団が受託し、現程の試験に合格した者を尾瀬認定ガイドとして登録し、現在は246名登録されている。	尾瀬ガイド協会 尾瀬ガイドネットワーク	環境省				るとよい。ヨロでも利用でき	続した方が良い ○魚沼側 ガイドの絶対数の不足及び 高齢化が問題で後継者の 育成は重要な課題。ガイド 育成講座等の取り組みが 必要 ○現地指導者の実力養成 文協を特に希望 ○尾瀬国の 公園を対象とした「利用の あり方から見た地域区を 等の基礎とする)」の検討・ 策定		
	, こ 自 然		■ガイド利用の促進 ガイド村きのエコツアーの実施 を促進するなどして、ガイドに より自然体験の質が高まるこ	◎ 群馬・福島両県によるガイドを 伴った環境学習及び当該事業 の広報の実施		■ガイド利用の促進 旅行業者等へガイド利用の魅力、 有効性を様々な手法を用いてPRし ている。また各県が実施する環境 教育学習等にもガイドを活用するこ とで、ガイド利用の促進を図ってい る。	(H15~23) 尾瀬環境学習推進協議 会(檜枝岐村)	尾類保護財団 関係保 原本 原本 原本 原本 の で は 域 が の で と れ で に れ で に れ で に れ に れ く は は は は は は は る た く た く た く ま た く ま た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 と 、 と		■「自然体験の質が高まる」状態をどの程度作れているか、目標はどのようなもので現状はどこまで達成できているかの評価資料が必要					
	たいたいあい				め、周辺地域の多様な資源を 活用したエコツーリズムを実施	■地域の持続的振興 尾瀬ガイド協会では、エコツーリズ ムを取り入れた「尾瀬ガイドテキス ト」を作成したり、定期的な研修会を 実施している。					■国立公園であるならば必 須の項目を、やめるか続け るかと聞くこと自体が誤り				

	課題					課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	基本方針に沿った諸対策 改訂(案)	
区分目的	内 項目	尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアン ケート意見	項目に対する総合的な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
地域と積極的に		三位一体設では 後のかれての 割分担に り り 担に してでして でした きが が が が が が り が り が り り り り り り り り り	■役割分担の合意形成 国・自治体・NPO・関係団体等 との新たな役割分担について 合意形成を行う	〇 尾瀬国立公園協議会の設置	方法の検討 木道などの施設に関し、尾瀬 内での効率的な整備・管理の 方法について、関係者間で検 討する。	■施設の効率的な整備・管理方法 の検討 各施設の整備・管理にあたっては、 尾瀬国立公園協議会を中心に、広 く関係者で情報共有を行い、事業 行主体を中心として、詳細について は、個別の関係者で協議しながら 進めている。	尾瀬国立公園協議会等	·環境省 ·尾瀬保護財団 ·関係県 ·関係市町村		■国立公園であるならば必 須の項目を、やめるか続け るかと聞くこと自体が誤り	■まずは①望ましい利用形		09.11.12がよく似た内容		■役割分担の合意形成 引き続き、各課題について、尾 瀬国立公園協議会等各協議 会の場において、関係者で協 議しながら進めていく。
連携するとともに、国民一般	関者の割担	できていない。 地域との 協働を明確に 示し、地域とと もに支える国 立公園である ことを示す必 要がある。	■地域との協働体制の構築 地域の積極的な参加を促し、 地域との協働体制を構築する	◎ 尾瀬国立公園協議会の設置			尾瀬国立公園関係者連絡会議(財団) 尾瀬国立公園福島県地域連絡協議会(福島県) 群馬県尾瀬地域生物多様性協議会(群馬県)	·環境省 ·尾瀬保護財団 ·関係県 ·地元市町村 ·山小屋等事業所		■国立公園であるならば必須の項目を、やめるか続けるかと聞くこと自体が誤り。このような進めて当たり前のことを当たり前のことを当たり前の形で延々と書いてあること自かの修正が、ビジョン自介の中心と思われる。他の項目にも書いたが、進め、いるかと思いたりに何を進め、いるかをにに一段階持ち上げジョン(理想像、展望、見通し)と思われる	態を検討し、その上で、②		なので統合してはどうか 〇大前提として、まずは① 予想(及び期待)される尾弧 の管理にだいたいどれくら いの費用(金額/労力)が 必要となるかを推定した上 で、②その結果に関する情報を関係者間で広く共有す ることが必要		
から広く支持と	関係 者の 合整	尾瀬の関係者間で調整を要する課題が発生した場合、機動的に対応する場がない。	■情報共有と意見交換の推進 機保者が公園管理の課題について情報を共有し、意見交換・総合調整する場を設定する。	© 尾瀬国立公園協議会の設置		■情報共有と意見交換の推進 長年尾瀬サミットを開催し、各主体 のトップレベルの意見交換等を実施 してきた。 また尾瀬国立公園協議会を設置 し、情報共有・意見交換・総合調整 の場としてきた。	尾瀬国立公園協議会等	環境省 尾瀬保護財団		■国立公園であるならば必 須の項目を、やめるか続け るかと聞くこと自体が誤り。				情報共有の場としての役割 は果たしているが、意見交換 の場としての役割を充分に果 たしているとは言えない。	■尾瀬国立公園協議会等、情報共有の場の充実をはかり、 意見交換の促進を図る運営方法に改善する
管理運営体制について		遭難事故が発生した際の救援体制についても明確になっていない 状況である。	■傷病・連難対策の体制整備 地域内に医療機関がないこと、地域内に軍事何の乗り入れ ができないこと、中高年の利 用が多いことなど、尾瀬地域 が持つ特殊性を考慮し、地域 ごとにまちまちになっている傷 病・連難対策の体制を統一的 に整備するとともに、関係者や 利用者に周知する	〇 各市町村の救助隊をはじめと した救助体制に関する情報 を、国立公園協議会において 関係者間で共有		■傷病・遺難対策の体制整備 見晴地区、尾瀬沼地区において は、防災へり等が着陸可能な管理 ヤード等が設置され、地区ごとの傷 病対応体制の確認が行われてき た。また教助の要となる教助隊等に ついては、各県に所属する消防署 等がその役割を担っている。 地元市町村は遺難対策教助隊を 組織しており、現場の救助活動にお いて本部的な役割を果たしている。 山小屋等事業者は傷病が発生し た際に、救助隊に引き渡すまでの 遺難教助の役割を担っている	片品村遭難対策救助隊 檜枝岐村遭難対策救助 隊	·環境省 ·尾瀬保護財団 ·関係県市等 ・関係小町等事業者 ・地域住民		■達成状況が不明 ■環境教育等で小学校等 環境教育をが、緊急時に駆け込める体制や通報シス テムの構築が急務 ■国立公園であるならば必 須の項目を、やめるか続け るかと聞くこと自体が誤り			○重要であり継続した方が よい。併せて、木道補修や	★特に山小屋については、従業員不足を課題としているところもあり、傷病が発生した時に適切に対応できない場合がある。傷病の発生場所によっては、近隣の山小屋等まで距は、近隣の山小屋等まで距離・時間がある場合があり、広が間に合わない可能性も考えられる。	変化に伴い、傷病・遭難対策 の体制強化策について検討す
きる公園管理体制を控	安全対策	が、尾瀬の利 用者の大半が 中高年齢者で	■危険箇所の補修・点検 上記のような特殊性を持つ尾 瀬での事故を未然に防止する ため、老朽化して滑りやすく なった木道等の点検・補修、枯 損木の処理等の適切な対応を 実施する	© 各施設管理者が維持管理を 実施		■危険箇所の補格・点検 各事業執行者が、登山道の危険箇 所の補修・点検を実施している。 またその際には、山小屋等事業 者や公園利用者等からの情報も参 考にしながら、どの場所を優先的に 実施するか検討しながら実施されて いる。	群馬県尾瀬美化愛護協	·各施設管理者 ·尾瀬保護財団 ·関係市町村		■国立公園であるならば必 須の項目を、やめるか続け るかと聞くこと自体が誤り		□見晴新道の荒廃、駒ヶ岳 登山道の木道劣化 □燧ヶ岳見晴新道の整備・維 持管理 □道が悪いとの声も時にあ ります。 □燧ヶ岳の見晴新道が迷いやすぐにについた。 思いの他かかった。 □本語の整備・危険音解	倒木処理、ドクターへリ発着 可能場所等の整備も必要 〇適切な安全対策づくりの ためには、利用者の風性 (年齢、利用目的、受のを (年齢、利用目的、受いるのを (本)のではそのを	管理者の財政難により、木 道の更新が追い付いておらず、簡易な補修等では対応し きれない。	
確立する。		により転倒事 故等の発生が 懸念される場 所が存在す る。				■医療体制の検討 ビジターセンターなど施設への AEDを設置					■国立公園であるならば常に見直しを加えていくことが必須の項目を、やめるか続けるかと聞くこと自体が誤り	用でざる塚現を登える必要 がある 口電話 全山小屋		また各施設管理者の中には、一部山小屋も含まれて高い、従業員不足・従業員の高齢化などの課題や日々の忙しさから定期的な補修・点検が難しい状況にある。 管理者が不明瞭なところも多々あり、関係者での調整が必要である。	

		課題			基本方針に	二沿った諸対策		課題に	対する既存の枠組			H28年度実施アン	ケートによる意見		基本方針に沿った	諸対策 改訂(案)
区分	目的	項目	尾瀬ビジョン 本文 の引用	短期的(概ね5年以内) に取り組むべき事項	5ヶ年目の進捗状況評価(H24年度作成) (◎:取組済、 ○取組中、△未着手)	中長期的 (概ね10年以内) に取り組むべき事項	10年目レビュー	既存の協議会組織 ()は事務局	実施主体	取組のた めの 計画など	短期的に取り組むべ き事項に対する意見 (協議会構成員)	中長期的に取り組む べき事項に 対する意見 (協議会構成員)	構成員以外のアン ケート意見	項目に対する総合的 な意見	現行の課題 ■既存の課題 ★新たな課題	今後の取組 ■既存の取組 ★新たな取組
	地域と積極的に連携すると-	企業・	尾瀬は、多くの関係機関・ の関係では の関係で の関係で で で で で さ と で さ と で き た り で り で り で り で り で り で り で り で り で り	■サポートを受ける仕組みづくり 尾瀬に対する様々なサポート を広く企業・団体や国民一般 に呼びかけるための仕組みを つくる	〇 尾瀬保護財団が、企業等訪問 や出版物を通じて、財団への サポートを呼びかけ 土地所有者がポランティアツ アーを実施		企業等への営業やHP、出版物等で尾瀬保護財団への寄付の呼びかけを行っている。また平成25年度からは、尾瀬保護財団内にニホンジカ対策に使途を限った特定寄付を設置するなど、サポートを受けるための仕組み作りを行っている。その他、グリーンボランティア活動についての仕組みが作られてきた。		•尾瀬保護財団 •関係県 •山小屋等事業者 •土地所有者				口人材の育成が不十分 ロボランティアの系統的な 育成 自然解説・山歩きの ルールやマナーを伝える	〇ビジョンへの記述の可否 の検討の前に、公益財団法 人としての独立性や主体性 を持ち、閉じた地域社会を 行政機関とは異なるオピニ	尾瀬保護財団への寄付については、寄付者への特典等の充実を図るとともに、さらなる安定的な寄付者の確保が課題である。また、ボランティア等によるサポートを受けるにあたって対してサポートが必要なのか、仕組みを作る上で事前に検討する必要がある。	企業訪問等のPRを続けながら寄付者の安定的な獲得を目 指す。また、企業等の求めるものを把握し、特典の充実やPR 方法等を検討していく。 具体的には、アウトドア用品を販売する業者を対象にH2 9.2に実施する予定。 企業等からのサポートについては、寄付以外の形(ポランティア等)でのサポートについても検討する。
管理運営体		凹や民般らサポ体 一番	が、の後にもなっています。では、の後にもたりでは、できます。では、これでは、できませんが、できませんが、できませんが、できませんが、できませんが、できませんが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	■サポート側と地域との交流 の場の散定 サポートを定着させ、さらにその輸を広げていくため、サポート側と地域との交流を図る機会を設ける。	Δ		尾瀬フォーラムを東京等で開催し、アウトドア業界や旅行業界に対して、尾瀬のPRを行ってきた。また「わたしの尾瀬写真展」を各地で開催し、尾瀬の魅力を広くPRしている。 その他、グリーンボランティア等を通して、交流の場が設けられてきた。		·尾瀬保護財団 ·地元市町村 ·土地所有者					オンを形作る意思と能力でけいくのかとうないと、ののかどうなことを社会的に対した。外待するのかどうかの検討が、内外先ではないか。言かれたことをのものが先ではないか。言われたことをの充ったとをの表がしまる。とのでは、その充っでは、その充っでは、その充っではないのではないのではないかと思われる	近年交流の場の設定が実施できていないため、今後の交流の場の設定について検討する。 また、交流の場を設定する	検討を進めていく。 具体的には、アウトドア用品 を販売する業者を対象にH2
制について	サポート) を受けることができるか	尾保財の実瀬護団充	できているを選出を対しているを選出を対しているを選出を制をも当をもりませる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	尾瀬を取り巻く課題に適切に 対応できる人材を財団内に育	○ 研修の充実		群馬県より3名、福島県より1名、東京パワーテクノロジーより1名が 東京パワーテクノロジーより1名が 派遣されている。また、プロパー職 員は4名で、現在は12名の体制と なっている。		・群馬県、福島県 ・尾瀬保護財団 ・東京PT尾瀬林業事業所						若いプロパー職員の育成が 急務である。また、可能であれ ば、派遣職員に頼らない体制 作りが求められる。	
	1理体制を確立する。		自主的な事業 を実施するた	■財団「友の会」等の充実強化財団に対する支援組織である「友の会」や尾瀬ボランティアの活動の充実強化を図る。	◎ 更新期間の短縮や広報の強 化を実施		「友の会」の入会が促進されるよう 入会特典の検討等を行いながら、 関係県や地元市町村等にも入会や PRをお願いしてきた。現在は、個 人会員769件、賛助会員22件の入 会がある。 尾瀬ボランティアについては、現 在323人の登録があり、入山口啓発 やごみ拾い、登山道管理など幅広 い活動にご協力いただいてきた。年 1回の総会を開催し、事業報告等や ボランティア同士の交流の場として いる。		·尾瀬保護財団 ·関係県 ·地元市町村 ·山小屋等事業者 ·公園利用者 ·国民·企業						「友の会」、尾瀬ボランティアともに会員数が減少傾向にあるため、新規会員の獲得が課題である。その解決策の一つとして、「友の会」については、会員特典の充実が挙げられる。また、尾瀬ボランティアについては高齢化も進んでおり、若い世代の獲得や尾瀬を古くから知るベテランディアからの知識等の継承が課題である。	「友の会」については、新たな会員特典獲得について模索しながら、まずは各方面でのPRを継続して実施する。 尾瀬ボランティアについては、経験豊富なベテランボランティアと若手のボランティアの 交流場を増出し、ともに活動を盛り上げられるような形を目指す。

尾瀬国立公園 檜枝岐トレイルランニング大会の開催について

平成29年3月8日 檜枝岐村

檜枝岐村は観光業を主産業としており、尾瀬国立公園の利用者は村にとって大変重要ですが、平成8年をピークに入山者数は減少しております。今後、尾瀬国立公園の脆弱な自然を守りつつ、新たな利用の在り方の検討が必要であると感じております。

そこで、今年6月25日に檜枝岐村の尾瀬国立公園内おきまして、トレイルランニング (山岳の登山道でのランニング) 大会開催の計画をしております。検討しているコースは、平成19年に尾瀬国立公園に編入された地域がほとんどで、現在も年間の利用者数が1000人にも満たないルートが大部分を占めております。(コース等につきましては別紙参照ください)昨年12月に開かれました1回目の「尾瀬利用促進に関する小委員会」の中で大会の概要を説明、さらに先月2月に開催された2回目の同小委員会前に、有識者の方々3名を選定、さらに同小委員会内でも参加の有識者の方々にご助言をいただきました。

開催の是非につきましては、各有識者様、小委員会でも大会の実施については、ご賛同を 得たという認識であります。

尚、ご賛同を得たと申しましても、有識者様、小委員会においても環境に配慮した大会運営、注意するべき点につきましてご指摘をいただきましたことを主催者、参加者双方が同じ認識のもと、自然環境及び一般登山者へ配慮したルールを設けると共に、参加者への周知を徹底し、実施したいと考えています。さらに、大会終了後には自然環境に与えた影響など、モニタリングを実施し報告いたします。

当村は、今年おかげさまで村立100周年を迎えました。これも今日お集まりの皆様のご支援、さらには尾瀬利用に関するご理解の賜物とこの場をお借りして御礼申し上げます。古来より尾瀬自然の恵みを享受し、自然と共存共栄をしてきた檜枝岐村ですが、次の百年に向け、全国から集まる若い人達に、尾瀬の自然及び檜枝岐村の歴史や文化を知ってもらう絶好の機会になると考えておりますので、今大会開催へのご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

<参考資料>

- イベントの概要とご意見の結果
- ・コース図 (案)

・イベントの概要とご意見の結果

〈イベント概要〉

大会名 ;「檜枝岐サラマンダートレイル」

日時 ; 2017年6月25日

募集 ; 100 名

大会コース;七入駐車場を中心とする尾瀬エリア

走る部分の殆どは自然公園法に定められている第2種特別区域に指定されている。

〈ヒアリングの内容と結果〉

平成 28 年 12 月 14 日に開催された、第一回目の同小委員会にてご報告申し上げました、檜 枝岐トレイルランニング大会の開催について、計画に基づき「有識者へのヒアリング」を 3 名の有識者様へのヒアリングを実施し、以下の回答をいただいたので報告します。

- ①尾瀬保護指導員福島県連絡協議会 星 一彰 様
- ②群馬県立女子大学 名誉教授 斉藤 晋 様
- ③横浜国立大学 教授 加藤 峰夫 様

ヒアリングについては以下の内容にて実施

01,大会の主旨:

- ・尾瀬では、鳩待峠など特定の入山口や、ミズバショウやニッコウキスゲなど特定の開花時期の週末などわずかな日数に利用が集中する傾向が続いている。
- ・「尾瀬ビジョン」においても適正利用の推進が掲げられており、様々な対策が取られているが、「H28 入山者数」でも利用の傾向は大きくは変わっていない状況。
- ・今回検討しているルートは、年間の利用者数が 1000 人にも満たないルートが大部分であり、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」においても新たな活用が必要とされているルートである。
- ・現在あまり利用されていない登山道においてトレイルランニングという新たな利用を行 うことで、尾瀬における利用集中の解消に寄与することを目標とする。

Ans1;

- ・3 名の先生共通の認識として、トレイルランニング大会の開催については、参加人数の 上限が 100 名ということもあり、問題がないということで賛同を得ました。むしろ開催に ついては、推進されるこという内容で声をいただきました。
- ・近隣施設への広報を徹底する。駒の小屋、御池休憩所、沼山峠休憩所、他近隣宿泊施設への大会委開催の周知。当日尾瀬に来る人は大体知っている状況にするのが望ましい。
- ・ 檜枝岐村の PR をしっかり行う。せっかくイベントを催すのであれば、 檜枝岐に来る方にしっかりと檜枝岐のことを広報して、宿泊客の増加等に結び付けてほしい。

・この大会が、尾瀬の自然環境に配慮して実施すること、安全管理を徹底して行っている ことなどのアピールを広く実施してほしい。

02,ルールの設定:

- ・今回のトレランについては、環境省で全国の国立公園に適応している通知「国立公園内に おけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」に基づき実施する。
- ・また、現在環境省にて策定中の「国立公園内で開催されるトレイルランニング大会等 におけるモニタリングの手引き」に基づき、モニタリングを実施予定。
- ・その上で、尾瀬におけるルールも必要であり、その考え方の整理も2月24日に行われる 「第2回尾瀬国立公園利用の在り方小委員会」にて示し、ご意見をいただく予定。

Ans2;

- ・コースに関しては殆ど観光客が来ないルートで設定されているので問題ない。むしろ入った方がいいルートでもある。道行沢方面は一部板を渡した方がいい箇所なども天気や 雪解けの状況によってはあるかと思うので、事前に考慮にいれておくこと。(洗掘、泥 濘地に対する配慮)
- ・必要であれば、環境省の方も一緒に山に入って必要箇所を選定する。
- ・開催時期が6月ということであると、残雪の可能性が高いので、雪の下にある植生に与える影響も少ないと考えられるので、スリップなどの安全性に留意した上で残雪上のルートを通るのは好ましい。

Q3,その他(モニタリング等について);

- ・現在検討している、開催時期、場所、規模、ルール設定等について、環境省より意見をい ただく。
- ・モニタリングの事務局案について、ご意見をいただく。
- ・環境省の通知や手引きには示されていないが、尾瀬において必要なルールについて伺う。 Ans3:
- ・事前と事後の写真をしっかり撮影しておくこと。
- ・モニタリングについては環境省の示す内容で行う。
- ・モニタリング実施時期については、大会終了 10 日ご程度で行うのが望ましい。終了から 10 日前後で自然治癒力が働き、本来の姿となった時点での検証がよい。
- ・安全管理について
 - ① 中止の判断について雨天時の判断に関しては、闇雲に中止の判断をせず、せっかく檜枝岐まで来ていただ

いた方に楽しんでいただけるように雨天時のルートも事前に設定できると良い。

② マーキングについて

大会では各ポイントになるところに誘導員を配置する他、誘導員がいらないまでもマーキングテープ(登山道のピンクとかぶらないもの)でマーキングをする。

③ スイーパー等の設置について

大会ではスイーパー及びマーシャルという名の安全管理及び最後尾について 走るランナーを設けることによって、事故発生時の初動対応を行う旨説明した。

以上がヒアリングによる結論です。注意点以外については、有識者様より賛同を得たという認識であります。

〈2 月開催の小委員会でのご意見〉

上記ヒアリング内容を2月開催された小委員会で発表し、参加者様よりご意見を頂戴した。

- Q1、6 月開催で残雪がある、もしくは雪解けで湿地とな可能性があり、植生に与える影響が 懸念されるがその場合どうするのか?
- Ans;今年は例年並みの積雪となっているため、湿地となる場所があると考えられる。その場合、湿地に板を渡し植生に配慮し洗掘が進行しないようにする。もしくはルート変更を検討し、植生、自然環境に配慮する。

〈まとめ〉

ヒアリング、2回の小委員会で上記内容をご説明、ご意見をいただき、計画しているトレイルランニング大会にはご賛同を得たということで、以下の内容で 6 月の大会開催に向け計画をいたします。

<今後の予定>

平成28年12月~2月 有識者へのヒアリングを実施予定。(終了)

平成29年1月 第1回実行委員会(終了)

平成29年2月 第2回小委員会での説明(終了)

平成29年3月 尾瀬国立公園協議会において大会の実施について諮る。(今協議会)

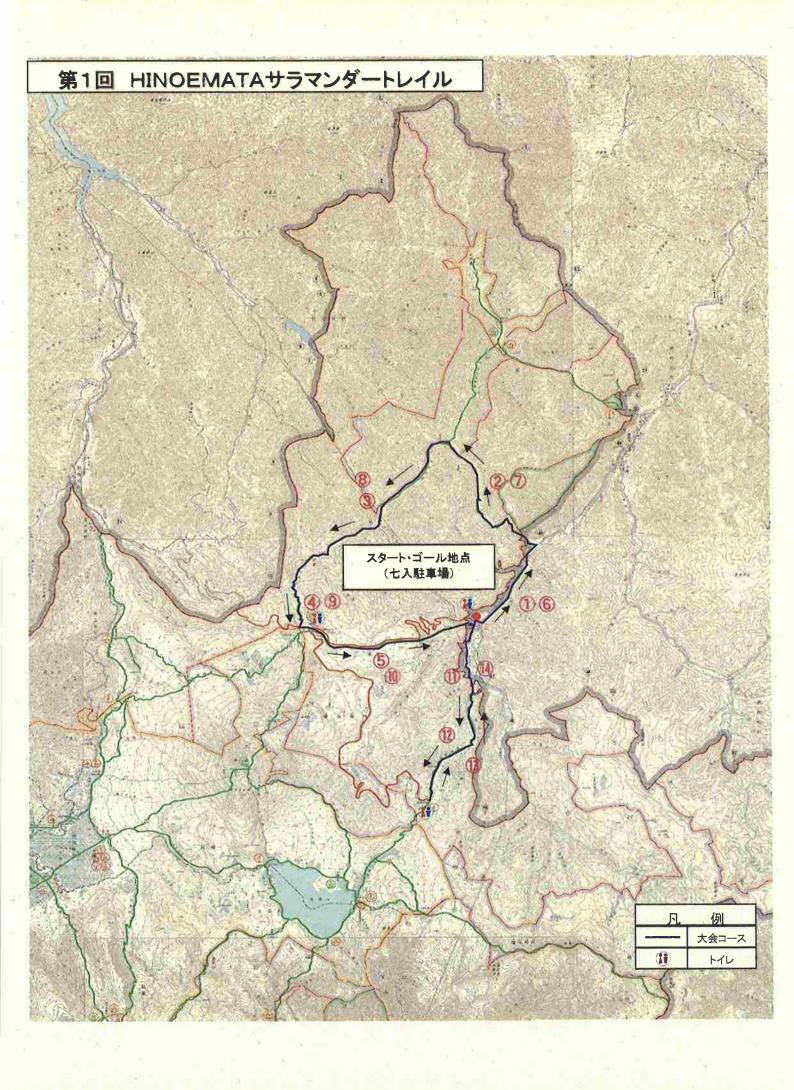
※同意が得られた場合

平成29年4月 関係書類を各機関に提出

第2回実行委員会

平成29年5月 第3回実行委員会

平成29年6月 大会開催



尾瀬における通信環境の整備について

<経緯>

平成28年9月にKDDI株式会社より、自然公園法の手続について以下の相談があった。

○KDDI からの相談事項

山ノ鼻および尾瀬沼地域において、光ケーブルを経由した屋内における一般利用者向けの通信環境(携帯電話、wi-fi、インターネットなど)整備、光ケーブルが敷設できない施設においては、衛星アンテナを経由した屋内における利用者向けの通信環境(携帯電話)を整備したい。

それにより、<u>屋内において一般利用者向けに、携帯電話、wi-fi、インターネット等の提供が可能となる。</u>

<現状>

特別保護地区内における光ケーブルの敷設の実績はないが、見晴、尾瀬沼地区の山小屋においては、従業員の利用に限り、屋内において通信を行うための衛星アンテナの設置について、すでに自然公園法上許可している実績がある。

<今後の対応について>

近年の日常生活における通信環境の拡充を鑑みると、尾瀬内において一般利用者向けに通信環境が強化されることは、利用者の安全性・利便性の向上や、利用者への情報提供、関係者間での情報共有の迅速化、多様化が可能となり、公園管理や公園利用の観点からも公益性が認められる。特に、環境省の全国の直轄ビジターセンターにおいては、外国人利用者向けの情報提供の強化対策として、wi-fi 設備の積極的な導入を進めているところである。

また、今回の整備にあたっては既存の施設を活用するため、風致景観の支障となるような、新たな工作物の設置は行わない。

以上のことから、今回の相談については、自然公園法の許可基準に適合する案件であると考えられる。

ただし、屋外の通信環境の整備については、必要に応じ、今後尾瀬ビジョンの再確認のプロセスなども活用しながら、関係者で尾瀬の通信環境のあり方について検討する必要があると考える。

尾瀬国立公園協議会設置要綱

(目的)

第1条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方を取りまとめた「尾瀬ビジョン」の進行促進、 進行管理及び実現を目指すとともに、参加型管理運営体制を構築するため、尾瀬国立公園 協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の構成等)

- 第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関東地方環境事務所長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 協議会に議長を置く。
- 3 議長は、互選で選出するものとする。

(議長の職務)

- 第3条 議長は協議会の会務を掌理する。
- 2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代行する。

(招集)

第4条 協議会の招集は、関東地方環境事務所長が行う。

(議事の公開)

第5条 協議会の議事は公開とする。ただし、構成員の総意により非公開とすることができる。

(代理出席)

第6条 関係機関のうち行政機関及び山小屋組合は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第7条 議長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を協議会に 参加させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務をおこなうため関東地方環境事務所に協議会事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

この要綱は、平成25年8月 6日から施行する。

尾瀬国立公園協議会 構成員

関係機関

委員

	内水内
行政	女機 関
1	環境省関東地方環境事務所長
2	林野庁関東森林管理局計画保全部長
3	福島県生活環境部長
4	栃木県環境森林部長
5	群馬県環境森林部長
6	新潟県県民生活・環境部長
7	檜枝岐村長
8	南会津町長
9	日光市長
10	片品村長
11	魚沼市長
財団	Ħ
12	尾瀬保護財団
土均	也所有者・管理者
13	三井物産(株)環境・社会貢献部社
	有林・環境基金室
14	東京電力 <u>ホールディングス</u> 株式会社
	リニューアフ゛ルハ゜ワー ・ カンハ゜ニー
	水利・尾瀬グループ
15	東京パワーテクノロジー株式会社
観力	光協会
16	尾瀬檜枝岐温泉観光協会
17	南会津町観光協会舘岩支部
18	湯西川・川俣・奥鬼怒温泉観光協会
19	片品村観光協会
20	魚沼市観光協会
山八	N屋組合
21	尾瀬山小屋組合 組合長
22	尾瀬山小屋組合 副組合長
地テ	元自然保護・環境教育・ガイドの団体
23	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会
24	日本野鳥の会栃木県支部
25	片品山岳ガイド協会
26	新潟県自然観察指導員の会
その	0他団体
27	日本自然保護協会
28	自然公園財団
-	

有語	哉者	
29	斎藤	晋(群馬県立女子大学名誉教授)
30	長橋	良隆(福島大学准教授)
31	加藤	峰夫(横浜国立大学大学院教授)

H29.3.8

尾瀬国立公園 10 周年記念事業実行委員会

尾瀬国立公園10周年記念事業について

尾瀬国立公園が日光国立公園から分離・独立して10周年を迎えることから、改めてこの機会に、貴重な尾瀬の魅力を発信するため尾瀬国立公園10周年記念事業を実施する。

1. 記念事業実施主体

尾瀬国立公園10周年記念事業実行委員会

【構成員】

環境省、福島県、群馬県、新潟県、檜枝岐村、南会津町、片品村、魚沼市、 尾瀬檜枝岐温泉観光協会、南会津町観光物産協会、片品村観光協会、 魚沼市観光協会、東京電力HD(株)、東京パワーテクノロジー(株) 尾瀬林業事業所、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団(事務局)

2. 実施期間

平成29年度シーズン

3. 実施事業

- ①尾瀬国立公園10周年PR資材等の作成(28年度)
 - ・記念ロゴマークの作成し、印刷物などに使用
 - ・機運を醸成するためのノボリ等の作成
 - ・尾瀬内外で実施するイベントで配布するノベルティーの作成

②「尾瀬国立公園10周年記念」冠イベントの実施(28-29年度)

- ・関係機関で実施するイベントを「尾瀬国立公園 1 0 周年記念事業」の冠を付け、集中的に P R
- ・10周年を記念したイベント実施や既存事業のグレードアップ

③尾瀬国立公園のPRの実施(29年度)

- ・尾瀬国立公園や地元市町村の魅力等のPRを行うため、首都圏等で行われる自然環境関係のイベントに出展
 - ◎アースデイ東京2017 ◎2017新宿御苑みどりフェスタ
 - ◎山の集い in 東京 2 0 1 7 など

④「尾瀬に行こう!泊まろう!」キャンペーンの実施(28-29年度)

・東北から名古屋エリアのアウトドア用品販売店と連携したキャンペーン を展開し、尾瀬国立公園 1 0 周年の P R 、尾瀬ファンの発掘、宿泊型の 促進を図る。

⑤シーズンを通した利用者サービス向上への取り組み(28-29年度)

- ・アウトドア関連企業と連携したスタンプラリーの実施
- ・達成記念としてピンバッジや物産品を提供することにより、入山口やシーズンの分散化を進める。

⑥尾瀬国立公園10周年記念式典の開催(29年度)

・尾瀬サミットにおいて、記念式典を開催

外来植物対策について

(公財) 尾瀬保護財団

1 主旨

生物多様性国家戦略(2012-2020)において、外来種の分布拡大は我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼすもののひとつとして位置づけられているが、尾瀬国立公園においても特別保護地区を取り囲むエリアでは、車道沿いにおいて生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の生育が確認されており、その対策を進める必要がある。

そのため、関係機関と連携して**特定外来植物分布調査**及び**侵入予防対策**を行う。

2 対象

(1) 実施対象区域及び実施期間

尾瀬ヶ原、尾瀬沼を囲む特別保護地区に至る登山口へ接続する以下の車道沿いを 実施対象区域とする。時期は各年度の6月及び8月とする。

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	(試行)				
①御池~沼山峠登山口		0		0	
②国道 352 号線 (七入~御池~小		\circ		\circ	
沢平登山口~金泉橋)					
③津奈木~鳩待峠	\circ		\circ		\circ
④国道 401 号線 (国立公園界~大	0		0		0
清水~一ノ瀬)					
⑤スノーパーク尾瀬戸倉~富士	0		\circ		\circ
見峠					
⑥奥鬼怒林道(大清水~小淵沢出			0		0
合)					

(2)対象種

ハルザキヤマガラシ、オオハンゴンソウなどの生態系被害防止外来種

3 特定外来植物分布調査

(1) 実施主体

尾瀬保護財団 (協力機関:関係自治体)

(2) 実施方法

・6月調査:ルートを踏査することにより、外来種のリストアップおよび GPS を用いた分布地の記録を行う。合わせて分布量の概況を記録する。

・8月調査:詳細な調査は6月に行うため、同ルート上で車両低速走行による目視 (交通規制区間は踏査)により、オオハンゴンソウを主な対象とした 分布調査を実施。

4 侵入予防対策

- ・分布調査の結果、生態系被害防止外来種の生育が認められた場合においては、 直ちに除去作業を行う。
- ・28 年度の分布調査等で生育が認められたもので対策が必要なものは、29 年度に除去作業を行う。

(1) 実施主体

尾瀬外来植物対策チーム

(構成:尾瀬保護財団、関係機関等の担当者、ボランティア)

- (2) 実施方法 (生育の確認から除去作業実施まで1週間以内を想定)
 - ① 生態系被害防止外来種の確認 (特定外来種分布調査)
 - ② 尾瀬外来植物対策チーム構成員にメール等により状況報告(尾瀬保護財団)
 - ③ 除去実施日の決定
 - ④ 参集可能な範囲にて除去作業の実施
 - ※ 外来種の個体数が多く除去しきれない場合は応急処置をとった上で次 回の除去作業体制を検討
 - ⑤ 除去状況の報告

沼尻公衆トイレの整備について

平成29年3月8日 尾瀬沼地区運営協議会

尾瀬国立公園 沼尻園地事業(執行者:有限会社 長蔵小屋)の公衆便所については、環境省山岳環境保全対策支援事業及び福島県民間山岳トイレ整備支援事業の補助を受け、事業者である長蔵小屋により、平成29年度整備する予定となった。

3月1日に開催された尾瀬沼地区運営協議会第2回臨時総会において、下記の内容について有限会社 長蔵小屋を山岳環境保全対策支援事業へ推薦することを決定したため報告する。

●新設するトイレの概要

	既存のトイレ	新設するトイレ
トイレの様	男子洋便器3穴、	男子小便器1穴、洋便器2穴
式	女子洋便器 4 穴	女子洋便器 4 穴(簡易水洗式)
	(簡易水洗式)	
し尿処理方	くみ取り式	カートリッジ式
式	し尿はヘリで搬出	し尿はヘリで搬出

●今後の予定

<平成 29 年度>

- ・事業者による各補助金申請手続き
- ・事業者による許認可等手続き
- ・6月より工事着手(予定)
 - ※女子トイレを使用しながら、男子トイレを取り壊し、新築するため、 工事中もトイレの使用は可能

<平成30年度以降>

- 1回200円の有料トイレとする。
- ・長蔵小屋が沼尻休憩所を再開し、利用者負担金をもとに長蔵小屋が維持管理を実施する。
- ・カートリッジタンクに入ったし尿は、長蔵小屋がヘリで七入に運搬し、檜枝岐村 がし尿処理を行う。